

欧州



EU加盟の後押しと、西バルカンの“民族共存”への支援

欧州地域は、従来から経済的、社会的に発展した諸国から構成されています。これらの国々は欧州連合（EU）への加盟を果たし、または将来的なEUへの加盟を目指して経済・社会開発に取り組んでいます。JICAは、インフラの整備、環境改善や民間セクター開発に重点を置いて支援を行っています。また、1990年代から2000年代初頭にかけて民族紛争を経験した旧ユーゴスラビア諸国（西バルカン地域）では、多民族が共存可能な安定した社会を築く必要があるため、JICAはボスニア・ヘルツェゴビナにおいて民族共存を促進するための支援も行っています。さらに、2008年に独立を宣言したコソボに対する二国間支援も新たに開始しました。

援助の柱

環境、民間セクター支援、紛争後の平和構築支援

欧州に対するJICAの援助は、1989年のアルシュ・サミットを踏まえ、中・東欧諸国、旧ソ連からの独立国の市場経済化、民主化に向けた取り組みを支援の柱として始まりました。

1993年にEUが発足し、中・東欧諸国もEU加盟を目標とし、国際社会の支援を得つつ社会経済構造改革に努めてきました。2004年にヴィシェグラード4カ国（ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキア）、バルト3カ国（エストニア、ラトビア、リトアニア）、スロベニア、マルタ、キプロスがEU加盟を果たし、2007年にはルーマニア、ブルガリアが加盟しました。これらEU新規加盟国は2006年にOECDの途

上国リストから除外されました。これを受け、円借款事業やフォローアップ事業などの協力は継続中であるものの、EU加盟国に対する技術協力事業は2008年度をもって終了しました。

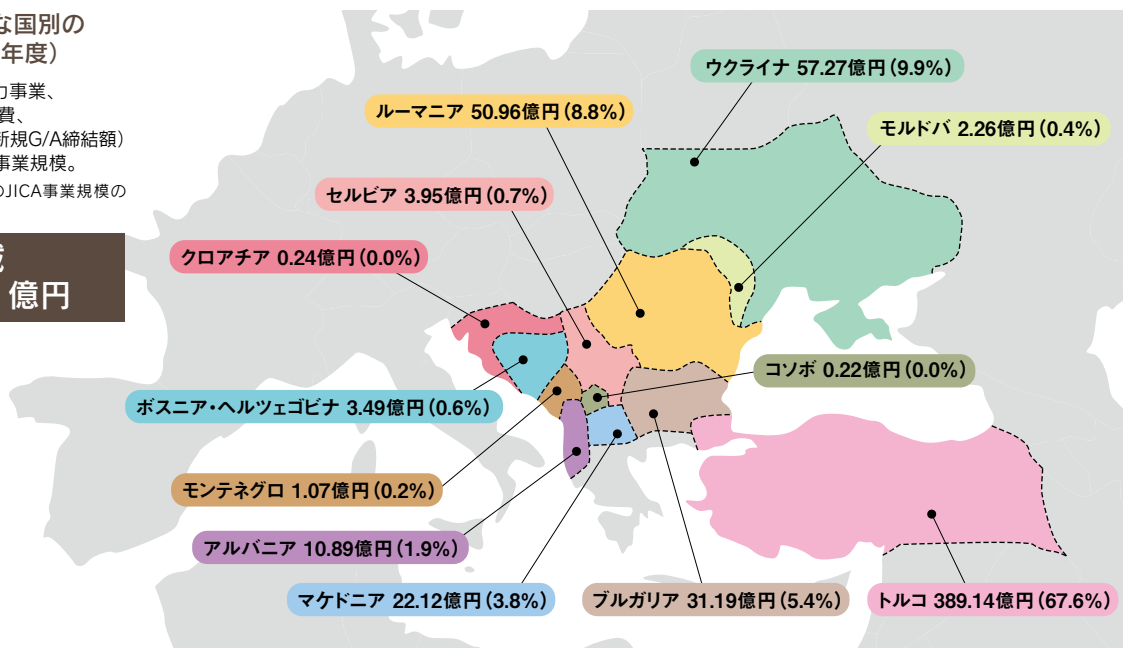
一方、西バルカン諸国（旧ユーゴスラビアおよびアルバニア）は、1990年代の旧ユーゴスラビアからの独立に端を発する民族紛争や内戦から復興したものの、高い失業率、潜在的な民族対立など、いまだに多くの問題を抱えており、将来的なEU加盟を目指して、さらなる経済発展やガバナンス強化を進めていく必要があります。経済的には中進国レベルに到達した国々も増えているものの、多民族が共存可

欧州地域における主な国別のJICA事業規模(2009年度)

2009年度における技術協力事業、ボランティア派遣、その他経費、円借款(実行額)、無償資金(新規G/A締結額)の総額に基づく各国のJICA事業規模。

※()内は総額に基づく各国のJICA事業規模の構成比。

**欧州地域
合計575.91億円**



※複数国、あるいは国際機関に対する協力実績を除く。

能な安定した社会の構築や、これまで後回しにされてきた環境問題への対策など、一層の努力が求められています。このため、JICAは「環境」「民間セクター支援」といった分野を中心に、西バルカン諸国のEU加盟に向けた努力や地球規模課題への対応を支援しています。また、90年代の紛争の結果、いまだに政治的、社会的な民族分断構造が残っているボスニア・ヘルツェゴビナにおいては、民族共存を促進するための支援にも力を入れています。さらに、2008年に独立したコソボについても、2009年に我が国との外交関係が樹立され、両国政府間で今後の協力方針が確認されたことを受け、2010年より専門家派遣や日本での研修による二国間支援を開始しました。

ロシアとEUの間に位置し、地政学的にも重要な立場に

重点課題と取り組み

将来の「援助卒業」を見据えて、援助効果の発現に努める

欧州における現在の支援対象国は12カ国です。モルドバ、ウクライナ、コソボ以外は、文化無償や草の根・人間の安全保障無償を除いて、無償資金協力はほぼ終了段階に至っており、今後は技術協力と円借款を中心に協力を展開する予定です。なお、ルーマニアとブルガリアは円借款とフォローアップ事業を実施しています。また、モルドバとコソボについては、技術協力と無償資金協力による支援を進めていく予定です。

JICAは、EUとの関係、将来的な援助卒業を念頭に置きながら、JICAの知見と日本の得意分野を活かした協力を



ボスニア・ヘルツェゴビナ スレブレニツァ市で栽培された見事なイチゴ

あるウクライナ、モルドバも、経済的な自立発展への模索を続けています。2008年後半から始まった世界的金融・経済危機の影響で大きな打撃を受けたウクライナについては、インフラ整備や投資促進など経済の基礎体力強化に対する支援も重要となっています。一方、モルドバは、1人当たりの国民所得が1,590ドル(2009年世界銀行)と欧州域内では極端に開発が遅れており、一定の支援が必要です。

また、トルコは高中進国となりましたが、引き続きニーズの高い環境問題、格差是正、南南協力などを柱に協力を進めています。

行っています。技術協力についてはターゲットを絞り込んだ協力を行うとともに、研修やフォローアップなど現地に対応可能な事業に取り組むとともに、広域的な成果が期待できるプロジェクトを中心に実施することが重要となります。

円借款については、欧州地域における円借款対象国の多くが中進国レベルに到達していることから、地球規模課題であり、中進国においても引き続き支援の必要性が高い環境改善分野などに力を入れていきます。

また、技術協力と円借款、無償資金協力のスキームの連携を進めるほか、他の援助機関や民間セクターとの連携も検討し、ODA支援による効果が最大限に発揮できるよう心がけていきます。



日本が支援しているIT高校モスタル・ギムナジウムと、日本がモスタル市に無償供与したバス(ボスニア・ヘルツェゴビナ)

トルコの商業貿易の中心イスタンブール市は、ボスポラス海峡を挟んでアジアとヨーロッパにまたがる街です。近年は経済発展に伴って人口も1,200万人に達し、海峡をまたぐ2つの橋は渋滞し、排気ガスによる大気汚染も深刻化しています。

そこで、海峡を横断する地下鉄を計画、合計1,112億円の円借款が供与され日本の最新土木技術により建設が進められています。まさに、日本の技術によって、アジアと欧州が海底地下鉄でつながるといふ象徴的な事業です。

海面下60mの地下トンネル

黒海と地中海を結ぶボスポラス海峡の幅は狭いところで約700m、日本の関門海峡ほどの狭い水道です。

市の中心部の西側と住宅地が広がる東側を結ぶために、2つの橋が架かっていますが、1988年に完成した第2ボスポラス橋（ファティフ・スルタン・メフメット大橋）の建設には円借款が供与されています。

近年の人口増加によって、2つの橋は1日平均40万台にまで通行量が増え、慢性的な交通渋滞に陥っています。両岸を結ぶフェリーもあります時間が掛かるため、鉄道建設が待望されていました。

そこで、海底トンネルによる海峡横断地下鉄の建設が計画されました。ボスポラス海峡の深さは60m、その海底に溝を掘って巨大な箱（沈埋函）を11個並べて海底トンネルをつくるというもので、同工法による世界最深度の海底トンネル工事になります。



第2ボスポラス橋

日本の技術で工事を進める

日本の建設会社は世界の沈埋トンネルの4分の1を手がけるなど豊富な実績をもっており、今回の工事は日本の建設会社が担当することになりました。トルコも地震国ですが、軟弱地盤の多い日本の都市部でのトンネル工事の技術・ノウハウ、マグニチュード7.5の大地震にも耐える耐震設計、高度な防水・止水技術などが高く評価された結果です。

地上で幅15.3m×高さ8.6mの巨大な箱を製作して現場に沈める作業は、ボスポラス海峡の潮流が早く、また、上層部と下層部の潮流の方向も異なることもあって難工事の連続でした。また、海の生態系の維持にも配慮して工事を進めています。



巨大な沈埋管の内部。(株)大成建設の沈埋工事担当所長 小山文男さんは「世界中の技術者がこのプロジェクトはほとんど不可能に近いとあきらめていた。しかし、我々は日本と親交の深いこのトルコで、待エンジニアとしての存在を必ず示すために、「諦めない」を合言葉にがんばった」と語っている

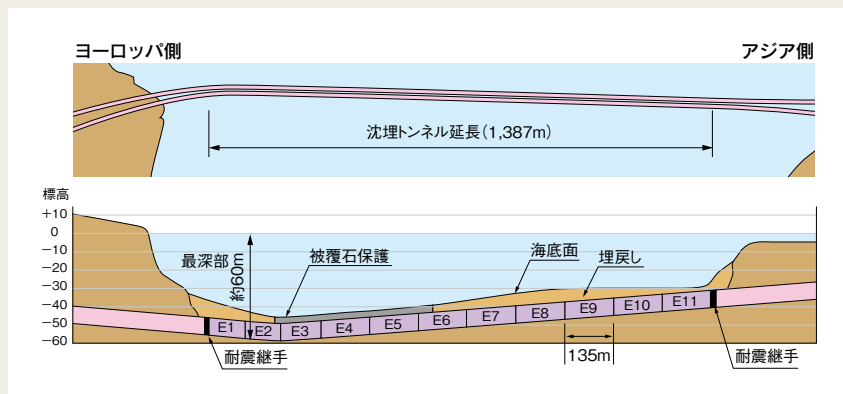
沈埋トンネル工事は、現在仕上げ段階に入っており、並行してトンネル両側の地下鉄線の建設も進んでおり、2013年の海峡横断地下鉄開業に向けて工事が進められています。なお、この建設工事に対して平成21年度土木学会賞が贈られています。

カウンターパートの声

運輸省 ハルク職員

トルコ最大の都市イスタンブール。ヨーロッパ側とアジア側を結ぶ本事業は150年前からの夢であり、文化と調和し建設を進めています。これにより100万人の通勤が可能となり、さらに既存鉄道と連結、はるかヨーロッパやアジアまでつながっていきます。

トンネル概要図



事例 共に手を携えて未来を築く

ボスニア・ヘルツェゴビナ 平和の定着・民族の和解プログラム

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、1992年から激しい民族紛争が続き、死者20万人、難民・国内避難民200万人に及びました。紛争終結後15年を経過する今日でも、民族間の分断は根深く残っています。

JICAは、紛争終結後から現在に至るまで、復興支援と民族和解支援の両面で、息の長い支援を行っています。

3民族の共存を目指して

旧ユーゴスラビア連邦の6共和国のひとつ、ボスニア・ヘルツェゴビナ。1992年に独立をめくり、主要3民族(ボスニアック(ムスリム)、セルビア系、クロアチア系)間で武力紛争が起こりました。1995年の紛争終結後も、1つの国の中に2つのエンティティ(準国家的な行政単位)として、ボスニアック、クロアチア系住民が主に住むボスニア・ヘルツェゴビナ連邦と、セルビア系住民が主に住むスルプスカ共和国が存在する特殊な形態となっています。そのうえ、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦は10のカントン(県)に分かれています。中央政府とは別に、2エンティティと10のカントンが異なる行政機構をもつ民族間の分断構造が継続しています。

復興支援から民族和解支援へ

ボスニア・ヘルツェゴビナの安定は、欧州地域全体の安全保障の観点から重要であるため、日本は、国際社会が構成する和平履行評議会の一員として、支援に力を入れてきました。



首都サラエボの街中では、現在も日本が供与したバスが活躍している

1990年代には無償資金協力や円借款による復興支援から着手。例えば無償資金協力によりサラエボなど主要都市にバスを供与しました。このバスは今も活躍しており日本の支援の顔とも言える存在です。その他、電力インフラ復旧、学校建設、医療機材整備、道路復旧・維持管理などを支援しました。

2000年代に入り、難民・国内避難民の帰還が始まったことを受け、3民族が共存可能な社会の構築を促進するための技術協力に重点を置き、民族和解に向けて、コミュニティ/地域レベル、行政・組織レベルでの貢献を行っています。

コミュニティ/地域レベルでは、民族紛争において象徴的な意味を持つ地域で住民や生徒の交流を支援し、草の根レベルでの信頼醸成を促進しています。例えば、虐殺の舞台となったスレブレニツァ市に日本人専門家を派遣して、イチゴ、キノコ、ハーブ、養蜂などの商品作物の導入と販路開拓、牧草地の回復といった活動を支援し、人口の流出により荒廃していた村に活気がよみがえってきました。セルビア系とボスニアックの両民族を対象とした幼稚園の開設による住民の交流も広がっています。

ボスニアックとクロアチア系の間で分

断状態にあるモスタル市でも、高等学校に草の根無償資金協力によるIT教育のための機材供与と、IT教育の教科書やカリキュラムを導入する技術協力を行い、両民族の生徒が共に授業を受ける環境づくりを支援しました。

行政・組織レベルでは、モデル地域での成功例をもとに、行政体・組織間の対話や協働を促進しています。例えば、IT教育カリキュラムや教科書は、現在、各地のパイロット校に導入され、教員の交流や情報交換も行われるようになっていきます。

また、同国内のパイロット地域で実施していたエコツーリズムプロジェクトの成功例をエンティティをまたいで展開し、行政組織の連携を促進する観光開発プロジェクトも開始する予定です。

現地の声

IT教育近代化プロジェクト関係者

ボスニアでの教員研修会や日本での研修により、エンティティを越えた教員とのつながりができ、今まで一人で抱えていた問題を共有し、共に解決することができるようになったのは、このプロジェクトの大きな成果です。



モスタル高校のIT教室では、ボスニアックとクロアチア系の生徒が共に学んでいる

ミレニアム開発目標 (MDGs)

国際社会が協力して解決しなければならない 人間開発と貧困撲滅のための課題

ミレニアム開発目標 (MDGs) とは

2000年9月、189カ国が一堂に会する国家首脳会合、国連ミレニアム・サミットがニューヨークで開催され、21世紀の国際社会の目標となるミレニアム宣言が採択されました。宣言では、平和と安全、開発と貧困、環境、人権、保健医療などの課題をあげ、国連の役割に明確な方向性が提示されています。この宣言と、1990年代に行われた主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、共通の枠組みとしてまとめたものが「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」です。MDGsは、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げています。

5年目の2005年9月には、宣言のフォローアップとし

て、170カ国以上の元首・首脳による国連特別首脳会合(ミレニアム+5サミット)が開催され、MDGsを含む宣言全体のレビュー(評価)が行われました。その成果文書のなかで、国際社会は各国のオーナーシップとパートナーシップに基づいて開発目標を実現する強い決意を表明しています。

残り5年、2010年9月に開催する「国連ハイレベル全体会合」でも、進捗状況のレビューと2015年の目標達成に向けての取り組みなどが議論される予定ですが、世界金融・経済危機、食料・エネルギー価格の高騰などもあって、目標達成が厳しくなっている分野も少なくありません。遅れている目標に対して国際社会が一致協力していくことが求められています。

8つのMDGs



極度の貧困と飢餓の撲滅



普遍的初等教育の達成



ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上



乳幼児死亡率の削減



妊産婦の健康の改善



HIV/エイズ、マラリアおよびその他の疾病の蔓延防止



持続可能な環境の確保



開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

ロゴ作成：NPO 法人「ほっとけない世界のまずしさ」

JICAのMDGsへの取り組み

これまでの主な取り組み

JICAではこれまで、開発途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、インフラ開発などへの包括的な支援を通じて、貧困削減に貢献してきました。アフリカの貧困・食料問題に関しては、サブサハラ・アフリカのコメ生産を向こう10年間で倍増することを目標とした「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」などを通じた支援を行っているほか、教育分野では47カ国で8,800校以上の小学校・中学校施設の整備(アクセス拡充)、累積で約20万人の教員に対する研修、保健分野では、32カ国においてリプロダクティブ・ヘルス、地域母子保健活動への支援、さらに水分分野では、2004-2008年の5年間に48カ国・2,800万

人の人々に対して安全な飲料水を供給する施設を整備するなど、MDGsに貢献するさまざまな取り組みを行ってきました。



イエメン・タイズ州地域女子教育向上計画(© 2007 Marcos Abbs)

「人間の安全保障」とMDGs

— JICAのMDGs達成に向けての考え方

JICAは、人々に着目し、人々が直面するさまざまな脅威の全体を視野に入れた「人間の安全保障」をMDGs達成のための重要な概念と捉えてきました。また、「人間の安全保障」を実現するための一つの重要なアプローチとして、開発途上国が自らの手で開発課題に対処するための能力を向上する「キャパシティ・ディベロップメント」を重視し



(撮影：今村健志朗)

ています。さらに、人々
がその潜在能力を發揮し、人々の可能性を実現させるために必要な基盤としての役割を持つ「インフラ」の整備を支援しています。

さらに2015年の目標達成年に向けて、JICAは以下の取り組みを強化していきます。

アジアの経験を世界へ

— 持続的な成長を通じた貧困削減

アジアでは、人材育成、制度構築、インフラ整備を一体的に進めたことにより民間セクターが成長し、それに伴い経済成長や雇用機会の拡大を実現してきました。経済成長は、途上国政府の財政基盤強化を通じて、教育、保健・医療分野などへの公共支出の拡大にも寄与しています。

日本は自身の近代化や戦後復興の経験、そしてアジアへの協力経験から、開発途上国の自主性こそが開発の推進力であることや、MDGsの達成を含む開発の成果の維持・発展には持続的な成長が必要不可欠であることを学んできました。JICAは、こうしたアジアにおける開発の成功経験と教訓を世界の多くの人々と共有していきます。

MDGsを取り巻くリスクにも対処

— 地球規模課題への対応

気候変動、食料・エネルギー価格の高騰といった問題は、MDGs達成にとって大きなリスク要因であり、こうしたリスクにも対処していかなければなりません。また、MDGsの達成と平和の構築は相互に関連しているため、紛争を予防し、再発を防ぎ、平和を定着させるための努力も必要です。

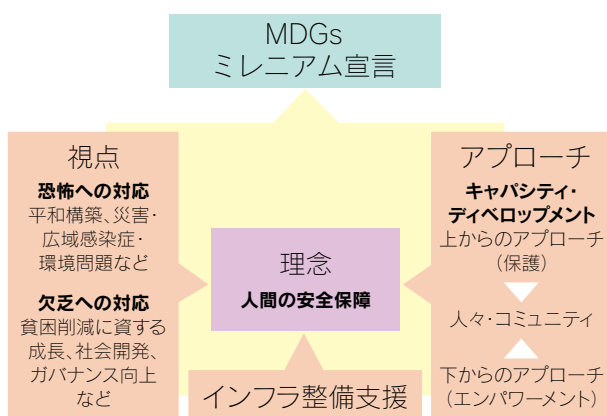
JICAは、教育、保健、水といったMDGsに直接関係する分野に対する取り組みを強化するとともに、MDGsを取り巻くリスクにも対処していくことにより、MDGsの達成とその成果の持続性の確保を目指します。

パートナーシップの拡大に向けて

近年、開発途上国間の南南協力が拡大するなど、開発協力の担い手は多様化し、NGOや民間財団、民間企業によるCSR（企業の社会的責任）活動なども活発化しています。MDGs達成のためには、これらの多様なアクター間の連携を強化することにより、開発協力の質を向上させることが重要です。また、ODAの増大や民間資金の動員を図るとともに、国際連帯税などの追加的な開発資金を新たに確保していく必要があります。

JICAは、南南・三角協力、NGOや民間企業などとの連携強化を通じて、開発協力の効果増大を目指します。

JICAのMDGsへの取り組み



MDGsはミレニアム宣言の開発アジェンダに関する具体的な目標です。JICAは次の2つの面(視点とアプローチ)をあわせ持つ「人間の安全保障」の理念に基づいた協力を行うことにより、MDGsの達成とその成果の持続を目指しています。

- ①視点： 欠乏に加えて、恐怖への対応も視野に入れる。
- ②アプローチ： 上からと下からのアプローチにより、開発途上国自身の課題対処能力を高める内発的プロセスを支援する(キャパシティ・ディベロップメント)。

また、これらの取り組みを下から支えるのが、インフラ整備分野の協力です。

経済基盤開発

経済・社会発展に資する地域開発、交通・通信基盤の整備をハード・ソフト両面から構築

開発途上国では、経済基盤となる基礎的なインフラとその管理・運営を支える基本的な仕組みが未発達・未整備な場合が多く、それが国の発展を妨げる一因になっています。

JICAでは、経済基盤のインフラを整備するとともに、社会のキャパシティ向上を目指す事業として、開発途上国の経済基盤開発に取り組んでいます。

急速に進展する都市化は経済活動の効率化をもたらし、経済発展の原動力となる反面、住環境の悪化、交通や治安の悪化などの歪みを生み出し、都市周辺部や地方との格差も顕著となっています。実効ある地域開発を推進するには、個々の地域だけの開発を考えれば済む問題ではなく、他地域との関わり、国を越えた観点からのマクロな計画づくりが求められています。

JICAは、適正なガバナンスを確保しつつ、社会のキャパシティ向上を達成するために、適切な社会システムや制度の確保、地域開発計画を策定し、計画に基づいた運輸交通インフラの整備や、情報通信ネットワークを構築することが重要だと考えています。JICAは、各国の状況に合わせた支援とともに、地域内協力の促進に力を入れています。

都市・地域開発 ～急速な都市化がもたらす光と影～

総合的な開発の推進が未来を開く。

課題の概要

世界の人口は2010年に約69億人に達すると推計されています。1900年には13%だった都市化率（総人口に占める都市居住人口の比率）が、2006年頃には50%を越すなど都市化が急速に進んでいます。この傾向は開発途上国に顕著で、2030年には世界の都市人口の80%が開発途上国に集中すると予測されています。

急速な都市化によって経済発展がもたらされる一方で、住環境の悪化、交通渋滞と大気汚染、水質汚染、都市ごみの増加、治安の悪化、スラムの発生など、都市固有の問題を引き起こしています。また、開発から取り残された地方部との格差も生じており、都市の周辺地域や地方部で経済の衰退、社会基盤整備の遅れ、公共サービスの欠如などの問題も顕在化しています。

こうした問題は、さまざまな要素が複雑かつ相互に影響しあっており、個別に解決しようとしても限界があります。そのため、都市部あるいは地方部の特定のエリアを面としてとらえ、中長期的な視点で総合的なアプローチをとる必要があります。

JICAの取り組み

JICAでは、開発途上国の都市・地域開発の取り組みとして、都市開発マスタープランづくりや地域総合開発計画の策定に関する技術協力を通じて、経済成長や生活環境水準の向上に貢献しています。

具体的には、5つの点を重点課題として、都市や地域の抱える問題や課題の分析、中・長期的なビジョンづくり、開発方針の策定、セクター別計画、これらを実現するためのアクションプランの提案などを行います。これによって、複数のプロジェクトが相互に整合性を持ち、各プロジェクトの関係、優先順位が明らかになり、計画を効率的、効果的に実施できます。

- ①都市部や地域部における各種の問題に対する総合かつ包括的なアプローチ
- ②都市・地域開発を促進していくための行政機関、地域社会組織、コミュニティなど地域全体のキャパシティ・ディベロップメントの重視
- ③国情にあった地方行政制度の整備
- ④地域住民の視点も入れたバランスある地域発展と地域

事例

都市開発のマスタープランづくり

シリア ダマスカス首都圏都市計画・管理能力向上プロジェクト

ダマスカス首都圏は、近年、近隣諸国からの難民・避難民、地方農村部からの人口流入により、非公式居住区が広がり、都市環境問題が深刻化しています。

この解消に向けて、JICAは、都市開発のマスタープランの改訂に向けた技術協力を進めてきました。

40年以上改訂されなかったマスタープラン
シリアは、中東の和平・安定にとって地理的・地政学的に重要な国のひとつです。2006年には社会主義的計画経済から市場経済型の開放政策を導入、現在、その移行期にあります

そうしたなか、レバノン、イラクなどでの戦乱が重なり、周辺国から難民や避難民がシリアに流入するとともに、雇用を求めて地方農村部から流入してくる人々が増加し、ダマスカス首都圏の人口が急速に膨れ上がっています。このため、水需給がひっ迫し、交通渋滞や、地下水などの水質汚染、都市ごみなどの問題が深刻になっています。

このような課題を解決し、成長を続



非公式居住区の調査

けていくには都市開発のマスタープランづくりが欠かせませんが、ダマスカス首都圏では、1968年以來、手がつけられていませんでした。そこで、シリア政府の要請を受けて、JICAは2006年から2008年にかけて、「ダマスカス首都圏総合都市計画策定調査」を実施、さらには、同調査を通じて策定されたマスタープランに基づくシリア側関係者の事業実施の能力向上を目的に、2009年から3年間の計画で「ダマスカス首都圏都市計画・管理能力向上プロジェクト」を実施しています。

住民参加と行政能力向上

JICAは、プロジェクトを進めるにあたって、イラクやトルコなどの関わりや、シリア経済の持続的な経済発展という大枠を考えながら、ダマスカス首都圏が果たす役割を検討し、特定地区の詳細計画にまで踏み込んで一貫したマスタープランをつくるアプローチをとりました。このプロジェクトを、シリア側と共同で進めることで、シリア側関係者の行政立案能力の向上を図り、制度の整備などを通じてダマスカス市やダマスカス郊外県の行政能力を高めることを大きな目的としています。

この方針に沿って、JICA専門家チームとの協働で、都市計画の立案、都市開発、詳細地区計画の各種事業手法の検討を行っています。

また、社会主義時代の名残でトップダウン型の傾向が強い行政手法に対して、住民参加型の仕組みを取り入れているのも新たな展開です。プロジェクトでは、詳細地区計画に基づいてパイロットプロジェクトを計画しています。モデル地区に選ばれたカナワート南地区は歴史



本邦研修で、住民参加による環境改善活動の事例として、三島市を視察するプロジェクト関係者。「三島市で学んだことはダマスカスでも応用できる」「住民に対して環境改善への啓発活動を実施したい」などの意見が出た

的建造物が多いものの、建物の老朽化、狭い道路などの課題があり、住環境の改善が求められます。もうひとつのモデル地区であるダマスカス郊外県のゴータ・ロード地区は、都市化の圧力にさらされる農業地帯として環境改善が求められています。

JICAは、両地区において、研修、ワークショップなど住民参加により問題点の洗い出しを進め、改善策の検討を行っています。



カナワートの老朽化した建物



南カナワートで、都市計画行政の問題点や将来計画について議論する住民。参加者から「住民同士の関係を深めるイベントを企画してはどうか」といった提案や、歴史保全地区の住民から「市街地の変遷について調査してみてもいい」など多数の提案があった

間格差の是正

⑤都市開発による負のインパクトを抑制したバランスある開発

人材育成にも協力

JICAでは、これまで都市・地域開発への協力は計画策定が中心となっていました。近年は、計画を具体化できる人材育成への取り組みを始めています。ベトナムでは2008年からハノイとホーチミン、中部のダナンでマスタープラン策定を開始しています。これに沿って計画策定を現地主導で地方都市にまで広げるために、人材育成プロジェクトを2009年3月から発足させています。

また、開発計画は行政を中心に策定されてきましたが、ベトナムのマスタープランづくりでは1～2万人のアンケートを実施するなど、住民の意向を十分に反映させる計画策定技術の普及も行っています。このほか、貧困層などを含む都市住民の居住環境改善のため、住宅整備のための新しい技術の研究・開発に関する組織の能力強化や、開発計

画策定の基盤となる精度の高い地理情報（地形図）整備に関する協力も実施しています。

マクロの視点を持った地域開発

地域ニーズの多様化が進むなか、個別的な問題解決型のアプローチではなく、都市や地域といった特定の範囲で捉えて対応することが必要な問題が増えています。この場合、開発の遅れた農村支援という対応ではなく、広域的・複眼的に地域を捉え、国をまたぐマクロな視点も取り込んだ地域開発を始めています。



シリアの南カナワートでは住民が都市計画に参加している

運輸交通 ～人々の希望をかなえるインフラへ～

地域開発に資するクロスボーダー交通インフラの整備に向けて。

課題の概要

開発途上国では運輸交通の基盤整備が遅れているために経済発展が進まず、貧困の一因ともなっています。持続的な発展と成長には、人や物の移動手段である運輸交通インフラの整備が不可欠であり、渋滞解消や物流効率化によるCO₂削減、大気汚染物質の抑制に資することも期待されます。

道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラの整備に対する需要は世界的に高く、老朽化した施設の維持管理や改修、更新のニーズも急増することが予想されます。運輸交通インフラの整備には多大な資金が必要なため、財源確保も大きな課題です。限られた公的資金で必要なすべてのインフラを整備することは困難なため、民間資金の導入などさまざまな財源確保を検討し、利用者に期待される

交通サービスを無駄なく持続的に提供していくことが求められています。

さらに、自然環境や社会に対する影響に配慮し、相手国の環境社会配慮に対する取り組みを支援していくことも必要です。



カンボジア シハヌークビル港



事例 メコン地域の一員としての発展基盤を築くために

カンボジア 国土軸整備プログラム

インドシナ半島南部のカンボジアは、国際物流の中継国として重要な位置にあります。しかし、ボル・ポト時代の内線により、運輸・交通インフラは大きく荒廃しました。

これに対して、JICAは、カンボジアの復興期から、道路・橋梁、港湾などの整備に協力してきました。また2007年からは、5年計画で国土軸整備プログラムを実施しています。

最優先課題としての運輸・交通インフラの整備

カンボジアは、タイ、ラオス、ベトナムに囲まれて、国内を3つの国際幹線道路（南部回廊、南部沿岸回廊、中央回廊）が通っています。こうした国際道路や主要国道の改修に、日本、ADB、世銀などが中心となって協力を行ってきましたが、近年は、中国、タイ、ベトナムなどの新興国の協力も増加傾向にあり、ドナー全体として整合性のある協力が求められています。

カンボジア政府は、「国家戦略開発計画 2009-2013」で、経済発展の原動力、国際市場との結合、観光促進、地方開発などの観点から交通網の整備を最優先課題に掲げており、JICAの国土軸整備プログラムは、これに対応する協力方針となっています。

プログラムの目標は、運輸・交通インフラの整備だけでなく、良好な維持・管理・運用を通じた持続的な社会基盤整



国道1号線沿いでクリニック・薬局を経営するDr. Kuch Sangva Rethさん
「国道1号線の改修では、店舗の一部を取り壊しましたが十分な補償をいただきました。道路が良くなってお客様も増え、商品損傷も減りビジネスは好調です」

備の支援です。南部回廊およびプノンペン首都圏と各地方州都を重点として、①国際幹線道路および橋梁の整備、②国際貿易を担うシハヌークビル港の機能強化を中心に、ハード・ソフトの両面から協力していきます。

ハード・ソフト両面からの協力

ハード面の協力では、ベトナムのホーチミン市とタイのバンコクを結ぶアジアハイウェイ(AH-1)の一部を担う国道1号線のうち、約5.2km区間の改修を無償資金協力により整備中で、同国道のメコン川渡河地点に建設が予定されているネアツクルン橋梁については、設計調査を実施しています。ソフト面の協力では、運輸政策アドバイザー(個別専門家)を派遣し、過積載車両対策、キロポスト設置、道路メンテナンスのガイドライン作成などに協力するとともに、道路・橋梁の建設にかかる品質管理強化のための技術協力プロジェクトの実施を通じて、行政官の能力強化に協力しています。

また、公共事業に伴う住民移転を円滑に実施するための行政能力強化を図る技術協力プロジェクトを実施しています。さらに、増加する都市の交通量に対応するために都市交通マスタープラン策定を支援し、橋梁の定期点検、健全化評価の徹底や架け替え計画策定などの協力を予定しています。

一方、港湾整備では、円借款により、国際港であるシハヌークビル港の緊急拡張、経済特別区開発計画の推進、多目的ターミナル整備などに協力しており、無償資金協力で主要港湾の保安施設・機材整備に協力しています。また、港湾運営アドバイザーをシハヌークビル港湾公社に派遣し、人材育成、制度づくりの能力向上に協力するとともに、中央省庁(公共事業運輸省)に対しても、技術協力プロジェクトにより港湾の政策立案・行政システム構築のための協力などを行ってしています。さらに、シハヌークビル港の国際競争力向上、取扱貨物量の増加に対応した需要調査や整備計画立案に協力するための調査なども予定しています。

相手政府関係者の声

公共事業運輸省

Tauch Chankosal副大臣

日本政府には、内戦の苦しみから立ち上がろうとしていた頃から支援をいただいています。この国の復興には運輸交通インフラの整備が最優先課題です。

1993年に改修いただいたプノンペンからアンコールワットに向かう橋は『日本友好橋』と呼ばれています。また、わが国の基幹道路の中でも最重要の国道1号線改修に協力いただき、感謝しています。



改修前の国道1号線



クリニック(左)と改修後の国道1号線

JICAの取り組み

JICAの協力は、人や物を迅速、円滑、安全に移動させることにより、経済社会活動を活性化させ、人々の所得向上や生活環境の改善に貢献することを目指しています。

開発途上国で運輸交通インフラの整備を行う場合、単に道路や橋を整備するだけでは十分ではありません。効率的な交通システムをどのように組み立てていくかという全体的な交通計画が必要なほか、施設をきちんと管理・運営する仕組みも構築しなければなりません。そのために、人材や制度、仕組みなども育成・整備し、施設が持続的に機能していくような支援が求められています。JICAでは、利用者や周辺住民などに焦点を当て、“何のために、誰のために”を考え、住民参加、NGOとの連携なども積極的に進めています。

運輸交通分野では、ハード面を主な対象とした協力に加えて、①行政能力を高めるための基礎的能力の開発支援（運輸交通のキャパシティ・ディベロップメント）、②物流・人流の国際化や地域経済圏の発展を促進するための国際化・地域化に対応した支援（国際交通）、③人々の公平な移動の可能性を確保し、国土の調和ある発展に対応した支援（全国交通）、④都市の持続的な発展と生活水準の向上に対応した支援（都市交通）などの技術協力を実施しています。さらに、⑤地方の生活水準を向上させるために、最低限必要とされるレベルの支援（地方交通）も実施しています。



タイとラオス間のメコン川に架かる「第2メコン国際橋」。橋の完成により、以前は海上ルートで約2週間かかったバンコク～ハノイ間の物流が、陸路で約3日まで短縮された（撮影：久野真一）

クロスボーダー交通インフラ

交通インフラは、二国間協力の枠を越え、海に接した国から内陸国に入るといった複数の国の国境にまたがる協力が求められています。

JICAは、クロスボーダー交通を「国境を越えて広がりを持った地域に展開し、リージョナリゼーションを進展させる交通」ととらえています。このクロスボーダー交通インフラでは、国境だけでなく、交通を地域に広げるネットワークとしての地域開発、手続きの簡素化による越境交通の促進に資する制度構築、人材育成といったソフト面での整備が総合的に求められます。

クロスボーダー交通インフラの整備には地域協力の観点も必要です。2008年3月から始まった「ラオス全国物流調査」は、タイ、ベトナムに比べて経済成長の伸びが低いラオスを、カンボジアを含めてクロスボーダー交通インフラ整備のなかでどう位置づけていくか、という地域協力の観点を持ったプロジェクトです。

クロスボーダー交通の促進によって、開発途上国・地域の経済が活性化し、地域間格差の是正が促進され、貧困削減にも資することが期待されます。一方で、JICAは、クロスボーダー交通の発展により、便益が経済力の大きな地域に偏る可能性や、犯罪やHIV/エイズなどの疾病の拡大など、マイナス要素を十分に考慮して協力を進めています。





情報通信(IT) ～経済発展の新たな阻害要因となる情報通信技術(IT)の遅れ～

国間・地域間の情報格差(デジタル・デバイド)を是正

課題の概要

先進国では情報通信技術(IT)が著しい発展を遂げています。ITは、中央省庁の業務のコンピューター化(電子政府)、インターネットを利用した教育(e-ラーニング)、電子商取引(e-コマース)など、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。ITは、先進国の経済社会構造を効率化し、生産性の向上、生活の質的向上、住民サービスの向上など、生活の改善を下支えできる潜在的能力を持っています。

多くの開発途上国では、IT利用による恩恵を受けることができず、ITを活用できる先進国との格差(デジタル・デバイド)が生まれ、それが両者の経済格差をますます拡大していくという構図が発生しています。

JICAの取り組み

JICAでは、デジタル・デバイドの是正は通常の技術協力の有効化・効率化のためにも必要と考えており、IT利用を促進することにより、開発途上国のデジタル・デバイド問題の解消に貢献しています。

2000年7月に開催されたG8九州・沖縄サミットに際して、日本は遠隔学習の導入など、開発援助におけるIT利用の促進により、デジタル・デバイドの解消への貢献、ODAの効率化を図ることとし、30カ所のIT拠点を設置す

ることを表明するなど、アジアを中心とする開発途上国に対するデジタル・デバイドの是正に向けた協力を推進しています。

社会・経済開発につながるIT政策

JICAは、開発途上国のIT化の遅れに対し、5つの開発戦略目標を立てて支援しています。

- ①IT政策策定能力向上：国家戦略、電気通信、産業育成などIT政策策定のアドバイザーを派遣しています。
- ②IT人材の育成：ITを広く普及させるために、技術者、政策担当者などの能力向上を目標とした人材育成プロジェクトを実施しています。IT分野への支援のなかで大きな比重を占めるものです。
- ③通信基盤整備：基幹通信網や地方の通信基盤整備のための通信網の将来計画の作成や、維持管理体制強化への支援などを実施しています。
- ④各分野でのIT利用による効率・効果の向上：政府の行政部門へのITの導入や教育、医療、商業分野などへの協力をITを活用することにより、事業の効率・効果の向上につなげています。
- ⑤IT活用による援助における効率・効果の向上：この課題に対応するために、JICA-Net事業を展開しています。



南太平洋大学(USP)情報通信技術(ICT)プロジェクト。島国が集まる大洋州がグローバル化に対応するためにはICTの発展が不可欠

公共政策

健全な社会の発展と持続的な経済成長を導くための国の根幹 基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいた公共サービスの提供

国家のガバナンスとは、その国の資源を効率的に国民の意思を反映できる形で動員し、配分・管理するための政府の機構制度や運営のあり方を指します。開発途上国では法・司法制度や行政機構、財政管理をはじめ国家の基本的な仕組みや基盤が脆弱なことが多く、運用する人材も不足しているのが実情です。不十分な社会的基盤は国の発展を妨げる一因となり、開発援助の効果や効率に大きく影響を及ぼすこともあります。

JICAは、法・司法制度の整備、行政の効率化や透明化、地方政府の行政能力向上、財政・金融などの協力を通じてガバナンスの強化を図り、開発途上国の持続的な成長を促進するとともに民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っています。このような支援には、ガバナンス改善に向けた開発途上国の問題意識と強いオーナーシップが不可欠です。JICAは、個人、組織、社会の各レベルでの内発的な発展プロセスを支援するというキャパシティ・ディベロップメント(CD)の考え方を重視しています。

公共政策分野の協力として、法・司法整備、行政機能強化、財政・金融に関する開発課題と具体的な取り組みについて紹介します。

ガバナンス ～相手国に定着する「制度」を追求～

対話を重視し、その国に根付く支援を行う

法・司法制度整備への支援

課題の概要

開発途上国の安定と持続的な発展のためには、自らの力で自国の資源を効率的に、国民の意思を反映できる形で動員し、配分・管理できることが重要であり、政府の取り組みだけでなく国民や民間部門も含めて社会が運営される仕組み、いわゆる「ガバナンス」が鍵となります。ガバナンス改善のためには、「法の支配」の確立、つまり、社会において、ルールがその内容と成立過程において妥当であり、公正・中立な紛争解決のシステムが構築され、システムへのアクセスが市民に保障されることが不可欠の要素です。

適切なルールや透明で公平な紛争解決手続のない社会では、暴力や金銭によって利害の衝突が解決されることになりかねず、貧困層や女性をはじめ弱者の人権が保障されないことに加え、社会不安の一因にもつながります。また、トラブルの解決方法が不合理であったり、結果の予測が困難であったりすることで取引のコストが増大し、経済活動を阻害することにもなります。

また、法制度の整備は、行政職務の執行や紛争解決の基準の明確化・透明化による汚職防止の側面も有していま

す。ただし、ルールや組織が整備されるだけでは十分ではなく、人々が納得できるような合理的で透明な紛争解決の事例を積み重ねることによって、法や制度が市民の信頼を獲得するまでは法の支配が確立したとはいええないため、そのプロセスには長期間を要します。

JICAの取り組み

日本は、明治維新以降、国家の近代化を目指して大規模な法制度改革を行い、法律と司法制度を国際標準に近づけるプロセスを経験しています。この過程で、外国の法律や司法制度を選択的に取り入れ、国の発展段階や社会・伝統にあわせてカスタマイズしてきた経験があります。この日本の経験そのものに、法制度の整備に取り組む多くの開発途上国が高い関心を寄せています。日本は自らの経験に基づいた比較優位性を活かして、相手国社会の現状とニーズを踏まえたきめ細かい協力を実施しています。

JICAの法整備支援は、市場経済移行国や復興国を中心に、社会の安定と発展に向けて「法の支配」を浸透させ、ガバナンスの改善に資することを旨として、開発途上国の法・制度構築の長期的プロセスを支援し、①法律・法令などの

事例

**民法、民事訴訟法の運用を支える
法曹人材の育成に貢献**
**カンボジア 裁判官・検察官養成校民事教育
改善プロジェクト(フェーズ2)**

1970年代から20年間にわたる内戦を経験したカンボジアは、法制度・司法改革を国家の最重要課題の一つとして位置づけています。しかし、内戦の結果、既存の法制度が破壊され、法曹人材を含む知識層の人口も激減したことから、自力で法制度整備を行える状況にありませんでした。

JICAは、日本国内の有識者や関係機関の協力を得て1999年から「法制度整備プロジェクト」を開始し、日カ合同起草チームによる民法・民事訴訟法の起草、立法化などの支援を実施してきました。さらに2005年からは、これらの法律を適切に運用するための法曹人材の養成を支援しています。

王立裁判官・検察官養成校の民事教育改善に協力

カンボジアは、1993年に新憲法を発布して新体制となりました。しかし、ポル・ポト政権時代以降、市民生活にかかわる法律を体系的に定めた民法のような基本法がなく、婚姻家族法や契約およびその他の責任に関する政令、土地法など、一部の分野の法令があるのみでした。このため、日本の支援によって成立した新しい民法や民事訴訟法で使用されている概念は、法律家や司法省職員にとっても馴染みのないものが含まれており、民法、民事訴訟法を適切

に運用するために、法律を理解する法曹人材の養成が不可欠でした。

そこで、カンボジア政府の要請を受けて、JICAは、カンボジア政府が2002年に設置を決定した王立裁判官・検察官養成校を対象に、2005年11月から2008年3月まで「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」を実施し、カリキュラムや教材の作成・改訂、教官の能力向上支援を通じた民事教育の土台づくりに協力しました。さらに、2008年4月から2012年3月までの予定で「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)」を実施し、法曹人材不足の解消のため、王立裁判官・検察官養成校が自立的に民事教育を行う体制の構築を支援しています。

教官候補生の養成も支援

JICAは、王立裁判官・検察官養成校の開校以来、民事分野における新規裁判官・検察官の養成、現職裁判官・検察官に対する継続教育への支援を行っており、卒業生の累計は2010年度に230名を超える見込みです。カンボジアの裁判官・検察官全体に占める同校卒業生の割合は、2012年に約7割になり、日本が支援した民事教育を受けた人材が司法の現場に続々と輩出されています。

プロジェクトでは、将来教官となる教官候補生の養成にも力を入れています。

卒業生の中から毎年7名の裁判官を選抜し、日本人長期専門家の支援のもと、毎週金曜日の「教官候補生ワーキンググループ」により、教材作成の活動を通じて民法、民事訴訟法への理解を深めています。また、同校で年1回行う模擬裁判でも、日本側が内容面のサポートを行い、学生や教官候補生への効果的なトレーニングの場となっています。

日本から短期専門家を派遣して行われるカンボジアでの現地セミナー、TV会議システムで日本から講師が講義を行うJICA-Netセミナー、教官候補生を日本に招へいして必要な講義や視察などを行う本邦研修への参加、日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、知識や経験を蓄積しています。

これまで、教官候補生は第一期生、第二期生、第三期生各7名の計21名が養成され、2010年度も第四期生7名が加わる予定です。第一期生は、2008年度からアシスタント教官として民事分野の講義を担当しています。日本側には、プロジェクトを支援する学者、実務家などから成る法曹養成アドバイザーグループが設置されており、本邦研修などにも協力を得ています。さらに、法務省法務総合研究所の協力など日本の法曹養成に関する知見を幅広く活用して支援を展開しています。



プノンペンで実施された模擬裁判(2008年12月)



大阪で実施された本邦研修(2009年10月)

起草支援（ルールの整備）、②法を執行・運用する組織の整備（組織の整備）、③人々の法制度・司法制度へのアクセス向上（法・司法へのアクセスの改善）、④これらに従事する人材の育成への支援（人材育成）のための協力を行っています。

法律や制度は、相手国の文化、慣習、既存の制度との調和に配慮したものでなければ根付きません。国の発展段階や社会状況の変化も考慮する必要があります。JICAは、ダイアログ（対話）を重視したアプローチを大切にしており、ルールの起草や組織強化の活動では、相手国との対話を重ねながら共同作業を進め、社会に根付く援助を目指しています。

JICAは、1996年に開始した「ベトナム法整備支援プロジェクト」を皮切りに、法整備支援分野における技術協力を本格的に開始し、市場経済化に向けた法整備の構築・改善が必要とされている開発途上国や紛争終結国の法・司法制度の再構築・人材育成に対する支援を実施しています。

分野では、民法など基本法整備（ベトナム、ラオス、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、中国、東ティモール）、競争法などの経済法整備（ベトナム、中国、インドネシア）、民事紛争の和解調停制度整備（モンゴル、インドネシア）を中心に支援を行っています。

2009年度は、国内紛争終結後、王制を廃止し、新しい民主主義国家を目指して憲法制定と基本法整備を進めているネパールに対して、新憲法の精神を反映し、国際スタンダードに沿った新しい民法の起草を支援しました。今後も、紛争終結国に対する国づくり支援としての法整備支援はニーズが増えていくことが予想されます。

法の支配の確立には長い時間を要するため、現在までに支援を行ってきた国々に対しても、相手国の将来的な自立を目指してオーナーシップを尊重しつつ、整備を支援した法令の普及支援や関連法令の整備、新しい法令に基づく法律実務や運営組織の改善支援などを実施していく必要があります。

行政機能

課題の概要

JICAは、行政機能を「①国民の生存権と社会的権利の保障、②社会的公正の増進と格差の是正、③経済の安定と成長の促進という3つの使命を果たすため、社会の資源を管理し、サービスを提供し、さらには民間の活動の環境整備とルールづくりを行うこと」と定義しています。その範囲は特定セクターにとどまらず、広い範囲にわたっています。

開発途上国の多くでは、行政官の数も限られているうえに、税収構造が脆弱で、行政サービスの選択と集中が行われず、効率的な行政サービスの提供が困難になっています。公共事業の計画や発注のプロセスも不透明で、住民や民間セクターの参加も不十分なため、不正や腐敗、汚職の原因ともなっています。

そのため開発途上国では、①行政の効率性と質を高めること、②財源や人的資源などの行政資源を増やし最適に配分すること、③市民や民間セクターの参加を促進し透明性を高めることが求められています。この目的を達成するため、行政の組織と制度の改善を図る行政改革と行政機

関の能力向上、行政サービスの受益者である住民の近くで開発計画を行うことで住民参加と効率性の向上を目指す地方分権化、不正や汚職の防止を目指す腐敗防止の取り組みを行う必要があります。

「行政機能」分野の協力は、行政全体に共通するものと、保健や教育など個々の行政分野に限定されるものに大別されます。支援を行う際には、焦点となる課題が地方政府を含む政府全体の取り組みを必要とするものか、個別分野に限定されるものかを明確に整理することが重要です。そのうえで、協力の対象となる機関を特定セクターの所管省庁（例えば保健省や教育省など）とするか、総務省、地方自治省、地方自治体などにするかを決める必要があります。

JICAの取り組み

JICAはこれまで、行政機能の強化を目指して、開発途上国の開発事業計画の策定・管理（モニタリング、評価）や公務員の能力強化などを目指した行政基盤強化の支援、地域住民のニーズに即した行政サービスを地方自治体が提



事例 日本の経験を活かして行政改革を支援

タンザニア 地方行政改革支援プログラム

タンザニアは、政府のイニシアチブをドナーが強力に支援する形で、2000年から政府の権限や予算、人員を県レベルに移譲して地方分権化を進める地方行政改革プログラムを実施してきました。しかし、長い植民地支配の影響もあって、さまざまな困難や矛盾に直面しています。

その解決に向けて、JICAは、日本の経験を活かしたタンザニア地方行政改革の支援を進めています。

「地域自治」を実現する日本の経験に立つ5要素

日本は、明治以来、欧米モデルの受け入れの試行錯誤と取捨選択を経て開発と国づくりを行ってきた経験を持ちます。中央と地方の連携によるユニークな分権化も進めてきました。JICAは、その経験がタンザニアにも役立つと考え、①地方自治と分権化改革のリーダーを招いた問題意識醸成型研修、②地方自治研修能力強化計画プロジェクト、③参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクト、④プログラムを支える共同基金への貧困削減支援無償資金協力による資金拠出、⑤地方自治庁への政策アドバイザー派遣の5つの要素を設定しました。

①の研修は8年間にわたって「タンザニアの状況に合った国づくりのあり方」について、地方自治のリーダーに大きな気づきを与えています。彼らは同研修独自の同窓会を立ち上げ、経験の共有や問題の分析を活発に継続しています。

②では、地方分権化が真に地域住民の生活向上につながるために、分権化

された権限や予算を活用する地方政府職員の能力を向上させる研修の仕組みを構築しています。地方政府職員に係る人材育成指針を策定し、地方政府のニーズを汲み、民間、公立の研修機関および人材情報を整理・マッチングさせることで、より現場のニーズに合った効率的な体制を構築しています。

③では、限られた地方行政の人員、予算でサービスを提供するために、地域住民の自助努力を促し行政と住民の協働を進めるファシリテーターと呼ばれる指導員を養成して地域社会そのものを強化するもので、日本の戦後の「生活改善指導員」に似たイメージです。この試みは、政府が重点政策として全国の自治体に導入を進めてきた「参加型地域開発計画策定手法(O&OD: Opportunity and Obstacles to Development)」を改善する形で進められています。本件には、インドネシアなどでのJICAの協力経験も活用しています。

国家の重要政策としての地方政府改革プログラムとの連携

タンザニアでは援助協調が進んでおり、本プログラムも国家が進める地方政府改革プログラム(LGRP)の下で実施されています。LGRPでは実施のための予算がタンザニア政府、援助国・機関の出資による共同基金として用意されています。日本政府も貧困削減支援無償資金協力により、同基金や地方自治体に対する交付金のための基金を財政支援しています。②、③の技術協力プロジェクトも、JICAの予算とは別に、これらの

基金からの予算を活用することで、将来JICAの協力なしでも持続的に研修や事業が実施できる仕組みを構築しています。

これらの支援を統括するとともに、地方自治庁に配属されて課題克服の助言指導を行っているのが⑤の政策アドバイザーです。

JICAでは、この5要素を有機的に結び付けて相乗効果を図り、地方分権化という大改革が真に住民の幸福につながるための基盤づくりを支援しています。

相手国政府関係者の声

地方自治研修能力強化プロジェクトカウンターパート(プロジェクトコーディネーター)

ヘレン・マチャさん

地方自治能力の強化は優先課題の一つです。本プロジェクトはかなり野心的で、自治体のスタッフに多くの変化をもたらすことを期待しています。JICAの協力で私たちは多くのことを成し遂げることができました。私たちは協力に感謝しながら、最後の仕上げに取り組んでいます。



現地の声

パメラ・エドワードさん

私はキサラウエ県の地域ファシリテーターとして研修に臨みました。印象深かったのは資源、組織、規範の3要素。体験型学習を通して、このコンセプトで地域社会の実像を把握できることがわかり、「地域の結束」の力を感じるようになりました。外部の資源に頼るだけでなく、自分たちの資源に気づいて取り組む日も遠くはないと思っています。



ファシリテーター研修



地方交付金で造られた中等学校の教師家屋

供できることを目指した地方分権化や地方行政官の能力向上支援、国の開発計画を策定するうえで不可欠な人口センサスや経済センサスなどの統計を整備する支援、また警察や消防など人々の生活の安全を守る支援を行っています。

近年は特にグッドガバナンスの欠如のため、途上国に対する支援が効果的に活用されていないという視点から、不正・腐敗対策の要望も増えてきています。例えば、2008年度に開始した中国向け「行政管理分野腐敗防止・行政監察研修」では、2009年度は特に公共調達での透明性の確保を目指した研修を行いました。中国監察部、科学技術部、

地方自治体から招へいた15名の行政官を対象に、日本の中央官庁や地方自治体での公共事業の入札・契約制度、公益通報制度、不正防止を目指した各種法制度や仕組みについて講義と視察を行いました。研修員は、日本の制度からも中国の現状にあわせて適応できるものが多数あり、より公正な調達のために、所掌業務の中で学んだことを取り入れることと、法律を整備することの重要性を確認しました。最終年度に向け、日本の法制度を把握し、制度の施行・運用状況の理解を深めることにいっそう取り組んでいきます。

財政・金融

課題の概要

国の持続的な経済発展は、財政・金融システムが健全に運営されているかどうかによって左右されます。財政や金融システムが破綻すれば、政府サービスの供給の低下、金融仲介機能の低下やインフレなどによって国民の財産や生活、企業の経済活動に大きな悪影響を与えることになります。

また、開発途上国へのさまざまな支援は、財政・金融システムの健全な運営と経済の安定があつてこそ、その実効性が高まりますが、開発途上国では経済基盤が弱く、経済運営が不安定な場合が多いのが実情です。財政・金融分野への支援は、こうした開発途上国の財政・金融の体質強化を目指しています。

JICAの取り組み

開発途上国の財政・金融の体質を強化するうえで重要な課題の一つは、「経済・金融危機の予防」です。1997年のアジア金融危機により、アセアン諸国では多くの国民が財産や職を失い、多大な経済的な損失を被りました。この金融危機の原因として挙げられたのが、アセアン各国の金融システムの脆弱性でした。2008年の世界的な金融・経済危機も、金融システム強化の必要性を再認識させる結果となりました。第2の課題は、「公共財政管理」です。開発の重点分野に効率的に予算を配分し効果的に利用することは、限られた資金を効果的・効率的に活用するという観点から極めて重要な取り組みとなっています。

このような状況を踏まえつつ、JICAは次の内容に沿って協力を実施しています。

①財政システムの強化

税収基盤の拡大と税収を伸ばすことは、開発途上国にとっても政策実現のために重要です。そのため国税および関税の徴収機関の行政能力の向上を目指します。具体的には、財務省をはじめ相手国の中央政府や政策機関全般に対し、政策立案能力の向上、徴税機関に対する法に基づく税金の適切な徴収と管理・執行に関するキャパシティ・ディベロップメントなどを支援しています。

また、国の財政が適正に執行されているかどうかを監査する能力は資金の適正な執行のために重要であり、会計検査院などの監査機関に対して、監査能力の向上に関する支援を行っています。

②金融システムの強化

金融監督能力の向上、金融仲介機能の強化、資本市場の育成、中小企業金融制度の改善などに関する支援を行っています。金融システムの安定化と効率的な運営は、国家の安定的な経済政策の基礎となるもので、中央銀行や開発銀行などを対象に能力強化を図っています。

③マクロ経済運営の基盤整備

競争法にみられるような経済関連法の整備、マクロ経済モデルの構築支援、産業連関表などの経済統計の整備に対する支援などを行っています。



財政・金融分野は、多くのドナーによる支援実績があり、一般財政支援^{*}なども行われているため、ドナー間協調や技術協力と資金協力との効果的な連携が重要です。また、人的リソースなどの一定の制約を踏まえつつ、日本のプレゼンスをいかにアピールしていくかということも、金融・財政分野支援の今後の課題です。

※ 一般財政支援：国家レベルでの開発効果を目指し、開発途上国と援助国・機関が合意した戦略に基づき、被援助国政府の一般会計に資金を直接拠出する援助方法。

事例

経済発展と共に増加する消費者問題を支援

ベトナム 消費者保護行政能力強化プロジェクト

ベトナムでは、市場経済の急速な成長に伴って不公正取引や不当表示などの問題が数多く発生しています。JICAは、日本の消費者庁、経済産業省、学識者などの協力を得て、消費者問題分野で初めての協力を行っています。

消費者保護行政の定着のために

ベトナムでは、市場経済の急速な成長に伴って不公正取引や市場支配的地位の濫用といった競争政策上の問題、商品の品質詐欺や価格不当表示などの消費者の健康や財産に直接影響を与える問題が近年多く発生しています。かつての日本がそうであったように、ベトナムでは政府・企業・消費者の間で消費者権利の保護に対する考えがまだ乏しく、政府の消費者問題への取り組みが法律面・執行体制面でも十分ではありません。そのため、消費者保護行政を適切に実

施するための人材育成が急務となっています。そこで、ベトナム政府は、①独自に作成中の消費者保護法案への助言、②消費者保護行政の整備・強化支援、③消費者保護の普及活動に関する支援を日本政府に要請しました。

消費者問題は広範な問題であるうえに常に変化しており、日本では、2009年9月に発足した消費者庁をはじめとじてこれまで多くの関係機関が携わってきました。JICAは、消費者庁、経済産業省など消費者問題に取り組む省庁や関係機関、自治体、消費者問題に詳しい学識者などの協力を得て、この分野で初めての協力を始めました。

プロジェクトは、ベトナムの消費者政策と消費者保護法に対する政府関係機関と国民の理解の促進、消費者保護行政に携わる政府機関と行政官の能力向上を通じて、ベトナムの消費者保護法の

執行体制整備の基礎づくりを目指しています。

相手国政府関係者の声

ベトナム競争機構長

バク・ヴァン・ムーンさん

研修のため来日し、日本の消費者行政に携わる関係機関を訪問しました。日本の消費者保護政策は、その法体系とともに執行機関の体制がしっかりしており、関係省庁や機関、団体などが連携して消費者の視点に立った取り組みを行っていることを学びました。また、消費者教育と広報を通じ、国民に対する情報提供や啓蒙の重要性についても学びました。帰国後、研修で学んだことをよく吟味のうえ、現在ベトナムで策定中の消費者保護法案や執行体制の整備に役立てたいと思います。



商品テストの視察研修



製品事故に関する説明を受ける研修生

ジェンダー主流化

開発援助の陰に負の影響を受けてしまう弱者がいる。 「女性」にとどまらず、地域の男性や意思決定者を含めて意識変革を

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持ちます。世界を見ると、女性の方が社会・政治・経済的に不利な立場に置かれていることが多く、国連のミレニアム開発目標 (MDGs) の目標にも「ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント」が掲げられています。

JICAは、すべての政策・事業において、企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階でジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を進めています。

課題の概要

ジェンダー主流化とは、あらゆる分野での「ジェンダー平等」^{※1}を達成するための手段を指します。開発政策や施策、事業は、中立ではなく男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立って、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスです。

ジェンダーは、その国の人々の意識、文化、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策、制度、組織などもその影響を受けています。しかも、当事者が影響を受けていることに気づかない場合もあります。そこで、相手国の政策や各種制度がジェンダー視点に立つよう、女性省などのナショナル・マシーナリーを支援することが大切になります。

多くの場合、統計やデータ、各種指標がジェンダー視点に基づいて集計されていないのも問題です。対象となる地域社会への理解が不足したままジェンダーの概念を取り入れると、かえってジェンダー格差を拡大したり、負のインパクトを招いたりします。各種計画・事業に必要な基礎データを地域、性別、年齢、民族、宗教別に収集し、総合的に分析すると同時に、そういった視点を有する人材を育成することも重要です。

ジェンダー主流化を進めるには、女性のエンパワーメント推進も重要ですが、女性だけに焦点をあてれば実現できるものでもありません。地域の男性や意思決定者、社会への影響力の大きい人々(行政官、教育者、政治家、宗教リーダーなど)の意識変革が必要であり、女性を取り巻く社会構造や制度の変革につながる取り組みが求められています。

さらに、例えば農作業の多くを担う女性が使いやすい農機具開発や、水資源管理組合への女性の参画を促すなど、一見ジェンダー視点が不要に見えるさまざまな分野・事業をジェンダー視点に立って見直し、男性と女性それぞれが、実際に果たしている役割に即したきめ細かな活動を支援に組み込むことが必要です。

※1 OECD開発援助委員会(DAC)の「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントガイドライン」によると、「ジェンダー平等とは、男性と女性が同じになることをめざしてはいない。人生や生活において、さまざまな機会が男女均等であることをめざすものである。また、ジェンダー平等といっても、すべての社会や文化に画一的なジェンダー平等モデルを強制するものでもない。ジェンダー平等の意味するところを男性と女性がともに考えて選択する機会を均等に有し、そのジェンダー平等を達成するために男女が協同で取り組むという考えである。現在は明らかにジェンダー格差が存在しているので、男女を平等に扱うのみでは不十分である」(OECD “DAC Guidelines on Gender Equality” p.12 Boxより)。

JICAの取り組み

JICAは長年にわたり、「開発と女性」の視点を組み入れた援助を実施するために、基本方針や重点課題の検討を重ねるとともに、組織的にジェンダー主流化推進体制を構築してきました。

実際の援助でも、ジェンダー平等のための政策・制度づくり、組織能力強化をアフガニスタン、カンボジア、ネパールのナショナル・マシーナリー(女性省など)の支援を通じて行っています。また、女性のエンパワーメントを推進するため、ナイジェリアでは女性センターの活性化、メキシコやホンジュラスでは特に貧困層の女性に焦点を当てた起業家育成、イエメンでは女子教育向上など、多岐にわたる支援を行っています。これらの支援では、女性センターに対する家族(夫など)の理解を得るためにラジオ番組を通じた広報を行ってセンターに通う女性の増加を促したり、女子教育の重要性を宗教指導者が父母に伝えたりするなど、女性に焦点をあてるだけでなく地域に根ざした取り組みを行っています。

また、このように女性を主たる受益対象とする案件だけ

でなく、多様な分野において女性の視点を成果や活動に反映させるよう配慮しています。インドの植林事業では、実際の植林事業に女性を雇用しただけでなく、女性の収入向上支援を組み合わせることによって、薪を確保するために若木を伐採することのないよう(代替燃料を購入できるように)工夫しました。エルサルバドルの観光開発では、男性と女性が果たす役割を確認したうえで、それぞれが受益する開発計画を策定しています。

近年注目されるようになった課題に、人身取引(トラフィッキング)をはじめとする女性に対する暴力があります。人身取引は、被害者(女性と児童が多いが男性も含まれる)に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害

をとまなう犯罪であるとして、人道的な観点からも国際組織犯罪対策としても、迅速・的確な対応が求められています。日本政府は2004年に人身取引対策行動計画を、2009年に人身取引対策行動計画2009を策定するなどの対策に取り組んでいます。人身取引は複合的で幅の広い問題ですが、JICAは、タイ、ベトナム、ミャンマーで「被害の予防」と「被害者の保護・自立支援」に焦点をあてた協力を実施中です。被害者は国境を越えて移動するため、地域的な連携の枠組みが不可欠であり、タイでの地域セミナーや、JICA本部と3カ国を結んだ定期的なTV会議の開催などを通じて、各国の状況や取り組みを定期的に共有する場を設けています。

事例 女性開発センターの活性化を進める

ナイジェリア連邦共和国 女性開発センター活性化支援プロジェクト

ナイジェリアには全国で500以上の女性開発センター(Women Development Centre:WDC)があります。しかし、多くのセンターが資金不足などで適正な運営が行われていませんでした。

JICAは、2007年1月からカノ州の6WDCを対象に、研修や機材供与を通じて活性化を図り、その経験をもとに「WDC活性化ガイドライン」の作成を支援しました。

貧困女性の生活向上に貢献する学びの場

ナイジェリアでは、1日1ドル以下で生活する貧困ライン以下の人口率が約70%と非常に高く、伝統的な家父長制の影響により、成人識字率や所得などのジェンダー格差も大きくなっています。

全国に500以上ある女性開発センターは、女性対象の識字・職業訓練の場として80年代後半から全国に設置され、草の根レベルで女性の生活向上に貢献してきました。2001年以降、連邦女性省の附属機関の国立女性開発センターはWDCの全国調査を実施しました。その結果、WDCはナイジェリアの貧困女性の生活向上に貢献しているものの、多くのセンターが適切に運営されおらず、資金不足などのため利用者の二

ズを十分に満たしていないことが確認されました。

JICAは、WDCが貧困層女性の生活向上に貢献する学びとエンパワーメントの場として、持続的に活用されるための適切な運営モデルを確立するため、2007年1月から3年間を協力期間として本プロジェクトを開始しました。プロジェクトでは、研修や機材供与を通じてカノ州の6WDCの活性化を図るとともに、その経験をもとに「WDC活性化ガイドライン」の作成を支援しました。

このような活動を通じて、それまでは外出も難しかった対象コミュニティの女性たちが自発的にWDCを利用しはじめ、夫も妻がWDCに通うことを支援するようになりました。宗教指導者や村落の長などコミュニティのWDCへの理解も進みました。WDCを卒業した女性にはミシンと編み機をソフトローンで供与する卒業生支援も実施しています。今後、ガイドラインの活用などを通じて、プロジェクトの経験を他州へも普及していくことが期待されます。



女性開発センター

平和構築

紛争が終結しても、紛争状態に逆戻りする国も多い。 平和構築の支援は、同時に、紛争の再発を防ぐ支援

紛争の多くが、開発途上国のなかでも特に貧しい国や地域で起きています。内戦は、兵士だけでなく一般市民や子どもが被害者になることも多く、紛争終結後も住民同士に深いしこりを残します。

JICAは、紛争の予防と平和の促進、再発の予防に貢献するために、紛争の要因となる貧富の格差や機会不平等などの解決につながる社会資本や経済復興、国の統治機能の回復、治安強化などの支援に力を注いでいます。

課題の概要

近年、世界で勃発している紛争のほとんどが開発途上国での国内紛争です。なかでも最も貧しい国や地域で多く発生し、犠牲となる市民の数が増えるとともに、兵士と市民の明確な境界線がなくなり、一般市民や子供が加害者として紛争に関わる事例も増えてきました。

紛争を予防、解決し、平和を定着させるには、軍事的な手段や予防外交などの政治的な手段に限らず、紛争の要因となる貧富の格差や機会の不平等などを緩和するための支援を行う開発援助の役割が重要視されてきています。

日本政府も平和構築分野支援の取り組みを行っており、ODA大綱やODA中期政策でも平和構築を重点課題として定めています。

「平和構築」の定義は国際的に統一されていませんが、紛争の再発を予防し、平和の基盤を再構築する「軍事」、「政

治」、「社会／経済」の3つの枠組みで行う包括的な取り組みとされています。

武力を伴う紛争は、社会基盤・インフラを破壊し、人々の社会の絆を裂き、対立する者の憎しみ合いを深めるといった負の遺産をもたらします。ある統計では、「和平・停戦合意後5年以内に半数に近い国々が紛争状況に逆戻りする」ともいわれています。

JICAの取り組み

JICAは、紛争の予防と平和の促進に配慮しつつ、紛争の発生と再発の予防に少しでも貢献するために、紛争時とその直後に人々が直面するさまざまな困難を緩和し、中長期的にわたる安定的な発展を達成することを目的として協力を展開しています。

具体的には、①社会資本の復興に対する支援、②経済活

事例 紛争で遅れた地域の復興開発を支援

ウガンダ アムル県総合開発計画策定支援プロジェクト

国内紛争が続いていたウガンダは、2006年、反政府組織との和平交渉開始をきっかけに復興開発を進めていますが、紛争の中心となった北部地域の開発が大きな課題となっています。

日本は、和平交渉後の緊急・人道支援に続き、本格的な復興開発を支援しており、JICAは、2009年、特に紛争の影響が大きかった北部地域へ、プログラム準備調査として2回に渡る調査団を派遣しました。

なかでも、アムル県は紛争の影響が大きく国内避難民の帰還が遅れていることから、国内避難民の帰還・定住の促進を

図るために、道路網の現状把握と整備計画づくりに協力し、パイロットプロジェクトによる道路の改良・補修、橋梁の架け替えを行っています。

パイロットプロジェクトでは、2010年3月に交通安全や道路整備マスタープラン策定に向けたワークショップを開催し、4月から、優先課題のオトゥエアナカ、オトゥエーウィアナカ間の橋の架け替えを進めて道路機能を回復し、国内避難民の帰還、農産品の流通、県庁所在地へのアクセス改善を図っています。

今後は、道路および橋梁の整備に加え、給水、学校・保健施設の建設を通じ

て国内避難民のさらなる定住に向けた生活基盤整備を実施していく予定です。



オトゥエアナカ間の橋梁建設現場



動の復興に対する支援、③国家の統治機能の回復に対する支援、④治安強化に対する支援を重点支援課題に掲げています。

新たな取り組みでは、国内紛争で生まれる国内避難民への支援に焦点をあてています。例えば、ウガンダ北部では紛争沈静化後の帰還・定住の促進のための支援を行っていま

す。また、平和構築分野の評価のあり方にかかるプロジェクト研究にも取り組んでいます。

今後も、紛争影響国・地域における事業経験の蓄積、各種研修を通じた人材育成を図りつつ支援を強化していきます。

事例

職業訓練の卒業生の7割が就職・起業

スーダン 南部スーダン基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト(フェーズ1)

2005年1月に20年以上にわたるスーダン南北の内戦が終結しました。しかし国土の疲弊は激しく、人々の生活も困窮を極め住民の教育機会も失われました。

JICAは、和平合意締結1年半後から南部スーダンの復興の担い手を育成するためのプロジェクトを開始しています。

ウガンダ人指導員が職業訓練に協力

スーダンの内戦中には460万人ともいわれる住民が国内外に避難しました。南部スーダンにとどまった住民も教育機会が著しく喪失される結果となりました。

内戦終結後の南部スーダンは住民の技術レベルが低く、復興事業に携わる労働者も周辺国からの労働者が大半を占めている状況です。内戦で職業訓練校の機能が停止し、指導員の能力も低下、カリキュラムは30年以上も前のものを使用し指導要綱もない状態でした。復興事業が地元経済の活性化に結びつくには、なるべく多くの技術者を育成し、

南部スーダンの人々自身が復興の担い手となることが重要です。

JICAは、スーダン政府の要請に応じて、帰還民を含む訓練受講者が習得した技術を活かし生活向上につなげること、養成された技術者が復興と平和構築に貢献することを目的に、和平合意締結1年半後の2006年から南部スーダンでプロジェクトを開始しました。

プロジェクトでは、将来中核的な職業訓練機関となるジュバ職業訓練校と、生活改善に直結する技術の習得に焦点をおいて短期訓練を行うノン・フォーマル訓練プロバイダー(NGOなど)の能力強化に向けた指導を、訓練に必要な資機材の整備や施設改修を含めて実施しました。指導方法の伝授や教材更新では、「アフリカ人からアフリカ人へ」という考えのもと、JICAが長年協力してきたウガンダ・ナカワ職業訓練校のウガンダ人指導員と連携して、自動車整備、板金・溶接、配管、電気配線・冷凍空調、木

りました。

プロジェクトの3年目には、和平合意に基づいて開始された武装解除・動員解除・社会復帰プロセスを後押しするために、ドナーの中でもいち早く、動員解除された元戦闘員と一般人を対象とした短期訓練コースを実施するなど、3年間のプロジェクトの成果を活かしつつ、新たな訓練需要にも対応しました。

相手国政府関係者の声

労働・人事・人的資源大臣
Awut Deng Acuilさん

南部スーダンでは、内戦による教育の空白で、技術を有する人材が極度に不足しています。その結果、単純労働者でさえ外国人に依存しており、スーダン人が職を得られないだけでなく、物価高騰の要因となっています。南部スーダンの発展における職業訓練の必要性は極めて高いと考えます

現地の声

元戦闘員の訓練生

除隊されたときはこの先どうやって暮らしていったらよいのか分からず途方にくれました。幸い、訓練で技術を身につけたことで自立することができ、家族を支えていける自信がわいてきました。



ジュバ職業訓練校の自動車整備コースで実習中の訓練生

工、建設、秘書、コンピューター、洋裁、食品加工、ホテルサービスなど、3,861名へ訓練を提供しました。2009年10月の卒業生の追跡調査では、訓練生の7割が6カ月以内に就業・起業し、収入が138%向上したことが明らかにな

貧困削減

一人ひとりが人間らしく生きることのできる社会の実現を。 貧困層の持つ潜在的な能力・可能性の拡大を支援

一日1.25ドル以下で生活する貧困人口は、アジアの経済発展などもあって、開発途上国全体では1990年の41.7%から2005年には25.7%に減少しています。しかし、サブサハラ・アフリカでは今も人口の50.9%が貧困にあえいでいます。また、近年の食料・金融危機の影響などにより、貧困に転落する人口の増加も懸念されています。

JICAは、人間が基礎的な生活を送るための5つの能力(経済的能力、人的能力、保護能力、政治的能力、社会・文化的能力)の強化とそれらの能力が発揮できる環境の整備を支援しています。

課題の概要

貧困は、日本がODA理念として掲げる「人間の安全保障」の観点からも、看過できない課題です。1日1.25ドル未満で生活する貧困層の数は、世界で14億人以上と推定されています。これに加えて、自然災害や環境破壊などによって伝統的な生計手段を続けていくことが困難になり、貧困に転落しやすい脆弱な人々がいます。病気や失業、教育の低さ、社会的差別といった問題は、それぞれが影響し合います。ひとたびその悪循環に陥ってしまうと、別の不利な

状況を生んで生活はどんどん悪化し、貧困からの脱却をいっそう難しくします。これは『窮乏化の罟』と呼ばれ、貧困削減に取り組む際の大きな課題となっています。貧困や脆弱性を放置しておくことは、貧富の格差の拡大や生活資源の争奪を助長して社会を不安定化させる要因となります。

JICAの取り組み

JICAは、人間が基礎的な生活を送るために潜在的に持っている5つの能力、①安定的・持続的な生計を確保できる

事例

金融サービスへのアクセスを高めて自立を支援

マレーシア アジア・アフリカマイクロファイナンスセミナー

貧困層向けのマイクロファイナンス(小規模金融サービス)が注目を集めています。

JICAは、アジアの経験をアフリカへ共有するため、開発途上国の政府・民間金融機関のスタッフを対象に研修を行っています。

第三国研修に約50名が参加

マイクロファイナンスは、民間ビジネスとして成立しづらいとの認識がありましたが、アジアの一部の国々で成功しており、近年、アフリカ諸国でも注目が集まっています。

JICAの研修では、貧困層が融資、貯蓄、送金、保険などの金融サービスにアクセスできるように、サービス提供に関わるアフリカ諸国の政府・民間の金融機関のスタッフを対象に、アジアの経験を共有することを目的としています。

マレーシアで開催した第三国研修「アジア・アフリカマイクロファイナンスセ

ミナー」には、アジア、アフリカ諸国から約50名が参加しました。貧困層が利用しやすい貸付や貯蓄サービスが安定的に提供されるためには、従来の公的機関だけでなく、民間の金融機関によるビジネスとして成立することが重要です。民間金融機関の参入を促し、利用者の貧困層を保護する政府の役割も欠かせません。研修では、マイクロファイナンスに対する政府や中央銀行の役割について、活発な議論と経験の共有が行われました。

現地の声

**マレーシア中央銀行(セミナー共催者)
Vijayaledchumyさんと
Kanagalingamさん**

JICAと共催したセミナーでは多くのことを学びました。アジア3カ国、アフリカ5カ国の中央銀行やマイクロファイナンス機関の関係者にアジアの経験を紹介しましたが、アフリカ各国が抱える課題につ

いて実践的な議論を行うことができたと思います。

**ザンビア中央銀行
Mwanakataweさん**

アジア諸国の中央銀行や関連省庁の積極的な関与のあり方や、金融機関の実践的な活動など、ザンビアで応用できる事例を学べたことは大きな収穫でした。今後の政策や金融機関との連携、中小企業や農民などへのサービス改善に活かしていきたいと思います。



マイクロファイナンス機関のグループ視察

こと（経済的能力）、②健康で基礎的な教育を受け、衛生的な環境で生活できること（人的能力）、③人々の生活を脅かすさまざまな「脅威」に対処できること（保護能力）、④⑤人間としての尊厳や自らの文化や習慣が尊重され、社会に参加できること（政治的能力、社会・文化的能力）を重視し、能力が強化されることや、能力を発揮しやすい環境の整備を支援しています。

JICAは、今後も、貧困層のターゲットング精密化のための情報整備、貧困削減に有効なノウハウの集積などの取り組みを通じて貧困削減の主流化を図っていきます。また、新たな取り組みとして、マイクロファイナンスに関する調査研究と外部有識者を含めたマイクロファイナンス研究会などを進めています。

事例

自分たちの森を管理して生活向上につなげる

エチオピア ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画プロジェクトフェーズ2

JICAは、政府と住民グループの森林管理組合が仮契約を結び、伝統的な森林の利用を認める代わりに森の保護・管理を行うことで、生計確保と持続的な利用を両立させる取り組みを支援しています。

森林管理仮契約と農民学校などの相乗効果

エチオピアの森林優先地域では、JICAは、政府と集落ごとに結成された住民グループ（森林管理組合）との間で「森林管理仮契約」を締結することで、伝統的に住民が管理してきた森林内に自生する天然コーヒーの利用権と森林優先地域内での居住権を政府が認める代わりに、住民が仮契約で定められた事項に沿って森林保護・管理を行うことにより、「安定的な生計の確保」と「持続的な森林管理」が両立できるよう支援

をしています。これまでに93の森林管理組合がオロミア州森林公社と仮契約を結び、自分たちの管理する森の保全・利用計画を作成し、計画に沿って活動しています。

また、国際NGOのRainforest Allianceの認証を取得して、住民が森から収穫する森林コーヒーに市場価格より15～25%の付加価値の上乗せを図っており、森林コーヒーを買い付け・出荷する協同組合も結成されて住民の収入が増加しました。

さらに、各森林管理組合では改良農業技術の普及を目的とした「農民学校」を毎週実施しており、参加者は1年間のセッションを通じて堆肥を利用した野菜栽培法や、果樹の苗木生産などの技術を学んでいます。これまでに4,500名以上の農民が卒業し、学んだ農業技術を実践しています。

相手国政府関係者の声

オロミア州森林公社プロジェクト・マネージャー
モハメド・セイドさん

これまでは、「住民＝森の伐採者」、「森林公社＝違法伐採の取締官」という関係でしたが、森林管理組合に森の利用・管理に関する権限を移管することで、両者がお互いの役割を理解し協働しつつ森を管理していくという意識が芽生えています。森林管理組合メンバーの積極的な参加で、将来にわたって貴重な自然資源を保全できると確信しています。



現地の声

森林管理組合の組合員

これまで家の新築や薪の採取のために誰もが何のルールもなく伐採していました。参加型森林管理が紹介された時は「森から追い出されるかもしれない」と不安に思った人もいましたね。3年経ち、違法伐採や移住者の侵入を監視しながら森を適切に保全・利用するようになり、農民学校で学んだ技術とコーヒーの



プレミアム価格で生活も安定してきました。



天然コーヒーが生ずる森林

人間開発

教育と保健医療、社会保障の協力を必要としています

人間開発とは、人々が自由と尊厳を持って創造的かつ安定した生活を送れるように、人々の選択肢を広げることです。とりわけ、教育を受け、健康で長生きし、人間らしい生活水準を保つことが基本です。

JICAは、すべての人の自由と可能性の実現を目指す「人間の安全保障」の理念に基づき、人類が将来繁栄するための重要な目標として宣言されたミレニアム開発目標 (MDGs) の達成への貢献に力を入れ、多くの開発途上国で「教育」「保健医療」「社会保障」の分野での協力を展開しています。

基礎教育 ～世界の子どもの学ぶ楽しさを伝えたい～

教師、コミュニティ、行政一子どもを取り巻く人々の能力強化を支援しています。

課題の概要

小学校に行くことができない子どもは世界で約7,200万人を数え、大部分が開発途上国に集中しています。また、世界の成人人口の16%に当たる約7億5,900万人は、基礎的な能力(読み書き・計算)を持たないと推定されています(EFAグローバルモニタリングレポート2010年)。その最大の理由は貧困です。基礎的な能力がなければ、不安定で収入の少ない仕事にしか就けないため、この悪循環を断たなければ、貧困からなかなか抜け出せません。

国際社会は、2015年までにすべての子どもが学校に行くことを目指す「万人のための教育」の実現に向けて、多様な取り組みを行ってきました。しかし、2015年になっても、なお数千万人もの子どもが就学できないと予測されています。

JICAの取り組み

基礎教育とは、人々が生きるための最低限必要な知識・技能を身につける教育活動で、「就学前教育」「初等・中等教育」、成人識字教育や地域社会教育を行う「ノンフォーマル教育」などを指します。基礎教育を受けることは基本的な権利であるとともに、平和で安定した世界の構築や、経済成長、科学技術の発展のための基盤ともなります。

JICAは「万人のための教育ダカール行動枠組み」のもと、①初等・中等教育へのアクセスの拡大、②初等・中等教育の質の向上、③教育行政・学校運営(マネジメントの改善)の3つを柱に基礎教育支援を行っています。

初等・中等教育へのアクセスの拡大

無償資金協力による学校の建設などを通じて、学校教育サービスの拡充を支援しています。また、地域住民を巻き込んだ学校運営体制の確立を支援し、教育に対する親やコミュニティの認識を高めて、就学率向上を目指しています。

初等・中等教育の質の向上

子どもが読み書きや問題解決能力を身につけるには、質のよい教育が必要です。初等・中等教育での授業のわかりやすさ、面白さは就学意欲に大きく影響し、中途退学や留年を防ぐ要素となります。開発途上国の教室では、教員が一方向的に話して、生徒は聞いているだけという光景が多く見られます。

この改善のため、JICAは、生徒の興味・関心や理解を促す学習者中心の指導法の推進、教員養成カリキュラムの改善、教科書・教材などの開発と普及に取り組んでいます。社会生活を営むうえで特に大切で、科学技術の進歩にも重要な理数科教育の強化にも力を入れています。

マネジメントの改善

初等・中等教育へのアクセス拡大や質の向上には、不就学の子どもの把握と就学促進、教員の配置や教材の配布、教育活動の計画と実施、適切な予算の配分といった教育行政と学校運営のマネジメント能力が不可欠です。

JICAは、行政や学校が課題を把握し、ニーズに沿った運営計画を策定・実施できるよう、マネジメント能力の強化を支援しています。さらに、女子教育推進のための啓発活動と制度づくり、成人女性への識字教育の促進などを通して、



教育におけるジェンダー格差の是正に取り組んでいます。また、学校に行けない子どもや読み書きができない人々

に対しても、ボランティアやNGOと連携して、ノンフォーマル教育の拡充に取り組んでいます。

産業技術教育・職業訓練 ～国づくりを担う、技術・技能者の育成～

教育や訓練を通じて職に直結する知識・技能を提供します。

課題の概要

開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られるため、人的資源が有効に活用されず、十分な所得を得る機会が生まれにくい状況にあります。人材の不足は、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

JICAの取り組み

JICAは、変化する産業界のニーズに対応する教育・訓練の拡充を目指しています。各国における産業技術教育・職業訓練に係る制度改善や、拠点となる技術専門学校や職業訓練校の拡充(カリキュラム改善、学校運営体制の強化など)を通じた「産業人材の育成」、所得向上・貧困削減を目指した「生計向上の機会拡大」を主要なアプローチとして協力を展開しています。

中東や南アジアを中心とした比較的経済発展が順調な国では、産業界のニーズに資する技術者の育成が求められ、訓練校や技術短大などでの教員育成、担当省庁と連携したカリキュラムの改訂や産官連携の訓練・教育の制度づくりなどに取り組んでいます。サブサハラ・アフリカなどの最貧困国や紛争終結国では、実体経済を担うインフォーマルセクターなどで小規模なビジネスに従事したり、起業したりできる人材の育成を目指し、生計向上に直結する基礎技術・技能習得のための訓練を実施しています。また、紛争後の国では復興に必要な技能の育成や社会統合を進めるための除隊兵士の職業訓練も行っています。

本分野では、JICAが協力をしてきた国々(アジア、中近東、中南米諸国、アフリカのセネガル・ウガンダ両国など)から、新たに協力を必要としている国々に対する協力(南南協力)を進めていることも大きな特色です。

高等教育 ～国づくりを担う、創造的な人材の育成～

科学技術分野を中心に大学の教育・研究能力の強化、連携を促進します。

課題の概要

知識基盤社会の進展に伴い、高等教育機関には研究開発、教育、社会貢献など、知識や情報をベースとする知の拠点の役割が強く求められています。開発途上国でも、産業を支える高度人材や研究者といった国づくりを担う人材の育成、社会全体の知的水準の向上、産業界や地域開発への貢献といった社会の期待に応えるために、高等教育機関の果たす役割はますます重要になっています。

グローバル化が進むなか、途上国の高等教育機関においても外部から孤立した形での存続は考えられなくなってきており、他国の高等教育機関・研究者との学術交流ネットワークを形成し、それぞれの優位性を相互に活用して

教育・研究活動を展開する動きも活発化しています。

JICAの取り組み

JICAは、地域や各国の拠点となる大学の能力向上支援(教員の能力向上、キャンパスや教育研究資機材の拡充など)を中心に協力してきました。近年は、高等教育行政や大学の運営管理能力の向上支援、産業界や地域との連携強化、途上国内や日本も含む大学間の連携強化などに協力対象が広がっています。JICAの協力は、日本の大学の協力を得ながら、日本と途上国、途上国同士、途上国内において、学術交流ネットワークを構築してきたことに特色があり、日本の大学の国際化や大学間の協力関係の

継続などにも貢献しています。

ネットワーク型支援の事例としては、アセアンの工学系大学19校と日本の支援大学11校を結ぶ「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト」が2003年より開

始され、現在第2期の協力を実施中です。

2010年には、エジプトに「エジプト日本科学技術大学」が開学し、日本の12大学の協力のもと、日本式の教育・研究体制を採り入れ、次世代を担う人材育成を行っています。

保健医療 ～開発途上国の人々の生命と健康の保障に向けて～

保健システムの強化、母子保健の向上、感染症対策を支援しています。

課題の概要

基本的な保健医療サービスが整っていれば予防・治療できる病気や出産などで、今も多くの命が失われています。基本的人権の第一であるにもかかわらず、生命の危機に直面している人々が、開発途上国に多く存在しています。

JICAの取り組み

JICA事業の強みは、政策レベルからコミュニティまで現場のニーズと状況に合わせた協力ができることです。

施設や設備投資の無償資金協力と人材育成や組織強化の技術協力、スケールアップのための円借款を一元的に実施できること、安全な水の供給のためのインフラ整備など広範な取り組みができることも大きな強みです。

多くの援助機関が存在する保健医療分野は援助協調が求められています。JICAは、世界保健機構(WHO)をはじめ国際機関や他の国の援助機関などと連携と協調を図り、「保健システムの強化」「母子保健の向上」「感染症対策」などの充実に取り組んでいます。

保健システムの強化

母子の健康改善や感染症対策を持続的、効果的に進めるには「保健システム」の整備と強化が必要です。保健システムとは、行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、プロセスを動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのことです。

JICAは、開発途上国の「保健システム」整備・強化を支援する事業として、タンザニアなど地方分権化が進む国では州や県レベルの保健行政の機能強化活動を行い、パキスタンでは保健政策の策定や事業管理に必要な「保健情報シ

ステム」整備の支援を実施しています。内戦が長く続き「保健システム」が崩壊したアフガニスタンのような復興国には、人材育成、感染症対策、母子保健など行政整備も含めた「保健システム」全体の整備・強化を中央政府から医療機関の現場に至る一貫した視点でサポートしています。

保健人材の強化では、2008年のアフリカ開発会議(TICAD IV)で、日本政府は、5年間で10万人の保健人材の研修を実施することを表明しました。

JICAはその実現に向けて、日本の産業界や病院で実践されているTQM(総合的品質管理)手法などを取り入れた研修、日本・第三国・現地での研修を数多く実施しています。さらに、医療人材の育成機関の新設や改修などの支援も行っています。

母子保健の向上

世界では、毎年、50万人以上が妊娠や出産が原因で命を落としており、1,000万人近い子どもが5歳を迎える前に亡くなっています。その99%は開発途上国で起きています。その改善には、母子保健というアプローチを越えて、性と生殖に関する生涯にわたる健康(リプロダクティブヘルス)の向上という視点が必要になります。

JICAは、思春期の性、妊娠、出産、育児、家族計画といったリプロダクティブヘルスの一連のステージに包括的に取り組む支援を行っています。西アフリカでは、安全なお産が広まるように妊産婦健診の受診促進、助産師など技術を持った出産介助者の育成、病院連携による搬送体制整備などの「継続ケア」システムづくりの支援を、地域の国々の連携を手助けしつつ進めています。インドネシアやパレスチナで普及の支援を行った母子健康手帳も、「継続ケア」の有効な手段で、他の国々に広めていくことにしています。



感染症対策

交通機関が発達した今日、感染症は短期間に世界に広がって人々の命や暮らしを脅かす人類共通の課題です。

JICAは、HIV/エイズ、結核、ポリオ、マラリア、シャーガス病、新型インフルエンザなどに対して、予防、検査・診断、

治療の各段階に沿って、保健システムの強化、人材育成、調査・研究などを支援しています。

「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」や「ロールバックマラリア」*1、「ストップTB（結核）パートナーシップ」*2などの国際的な活動とも協調して支援の強化に努めている

事例

保健システム強化を通して、タンバクダ州・ケドゥグ州の住民、特に母子の健康状態の改善を目指す

セネガル共和国 タンバクダ州及びケドゥグ州保健システム強化プログラム

アフリカのセネガルは、後発開発途上国の一つです。特に、タンバクダ州、ケドゥグ州は、貧困率が高く、保健医療サービスが行き届いていません。

JICAは、両州を重点地域として、セネガル政府に協力して、2007年から「保健システム強化プログラム」を実施しています。

MDGs保健指標の改善を目指し、2州を対象に展開

首都ダカールから8時間以上かかるタンバクダ州、ケドゥグ州は、国土の3分の1を占めるものの、道路、水、電気などのインフラが脆弱で、貧困率も全国平均49%に対し、56%とさらに高くなっています。両州はモーリタニア、マリ、ギニア、ガンビアと接しているため、さまざまな文化・民族が共存し、識字率が低いことも開発を難しくしています。

両州の人口は約70万人程度で、人口密度が低いこともあって保健医療施設まで遠いうえに、施設の人材や機材の不足でサービスの質も悪く、5歳未満児死亡率をみても全国平均の約2倍（1,000人当たり200人）となっています。

JICAは、セネガル政府の要請を受けて、2007年から4年間の計画で、セネガル



建設が進む保健センター

中央保健省とともに、「タンバクダ州及びケドゥグ州保健システム強化プログラム」を実施しています。特に、母子の健康状態の改善により、MDGs保健指標の改善、貧困層の支援を目指しています。

5つの戦略で多面的に支援

プログラムでは、5つの戦略を設定しています。

①「母子保健のアクセス改善」では、無償資金協力で3カ所の保健センターの建設と、看護師・助産師を養成する研修センターの増築を進めています。②「母子保健の質の改善」では、技術協力「安全なお産プロジェクト」により、清浄な環境での適切な出産、新生児ケアの普及にあたっています。これは、JICAの協力隊員（看護師・助産師）がセネガルの現場を見て課題として取りあげたことから始まったものです。③「保健医療サービス全体にかかる改善」では、専門家による保健行政機能強化として、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）による職場改善や組織マネジメントの研修、ハンドブックなどを活用して、作業効率改善、院内感染や医療事故の防止などを図っています。さらに④「住民の能力強化」（コミュニティ活動や啓発活動の強化など）、⑤中央保健省における政策支援・成果普及（保健省と地方州の政策調整など）の5つの戦略に沿って、アドバイザー派遣、協力隊員派遣、医療従事者の研修などを進めています。

JICAでは、協力の効果を高めるために、水分野やインフラ分野でのJICA事業や、セネガルで活動する国連機関との連携も進めています。



5Sによる医療現場の改善指導

本プログラムは、計画の半分が過ぎた2010年度に中間レビューを行い、今後の方向性を検討していく予定です。また、これまでの成果をふまえ、新たに両州における「保健システムマネジメント強化プログラム」も計画しており、2010年度に調査を予定しています。

現地の声

タンバクダ州財務局長 アドリエン・ソクさん

タンバクダ州・ケドゥグ州はセネガルにおける貧困州に位置づけられており、保健指数では他地域と比べて遅れを取っています。5年間のプログラムでは幅広くさまざまな投入が行われ、期待しています。

タンバクダ保健センター助産師長 ンバムサ・スマレさん

プロジェクトの本邦研修で学んだことを応用していきながら、保健センターにお母さんと子どもが気軽にやって来て、そこでは人間的なケア、すなわちお母さんや子供達が自分たちが望むような尊重されるケアが受けられて、楽しく過ごさせて、そしてまたその保健センターに来たいと思えるような保健センターを実現したいです。

ます。また、道路や港湾建設などの円借款によるインフラ整備事業でも、工事関係者や住民、利用者に対するHIV/エイズの拡大を防止する予防啓発活動に力を入れています。

一方、「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」^{※3}の一環として、日本の感染症研究分野の先進的な知見を活用

し、アジアやアフリカで熱帯感染症についての研究協力を開始しています。

※1 世界保健機関が推進するマラリア対策イニシアティブ。

※2 1998年、結核の脅威に立ち向かうために、各国政府・国際機関・民間団体が集まり結成されたパートナーシップ。

※3 環境・気候変動、感染症、水、災害などの地球規模の課題の解決に繋がる新たな知見の獲得、およびその成果の具体的な研究成果の社会還元を目指すJST（独立行政法人科学技術振興機構）との連携事業。

社会保障 ～社会保障が必要な国ほど、制度が整っていないジレンマ～

社会保障を充実して、社会的弱者の救済を目指す。

課題の概要

社会保障とは、傷病、老齢、障害、失業などの生活上の諸問題に対して、国や公的機関、コミュニティなどが所得やサービスなどを提供することです。貧困など社会的弱者が多い開発途上国ほど、社会保障が重要な役割を担うはずですが、しかし、社会保障制度の発達は開発途上国のなかで格差があり、未着手の国も少なくありません。社会保障が必要な国ほど制度が整っていないというジレンマを脱するため、社会保障の必要性が再認識されています。

JICAの取り組み

JICAは、日本の社会保障の知見・経験をもとに、「社会保険・社会福祉」「障害者支援」「労働・雇用」の3分野を中心に、開発途上国の社会保障の充実に取り組んでいます。同時に、事業に携わるJICA関係者に対する障がい研修やバリアフリー配慮のプロジェクト推進など、内部改革にも取り組んでいます。

社会保険・社会福祉

医療保障や年金などの社会保険制度の整備、高齢者・児童・母子などに対する社会福祉施策の強化を支援しています。最近の実績では、中国での農村部の年金制度の改革に関する支援、タイでの高齢者向けの保健医療・福祉サービス人材の育成を含めた高齢化対策の支援などを行っています。

障がい者支援

一般に障がい者支援は社会福祉に位置づけられますが、JICAは障がい者を福祉サービスの受け手と見るだけでなく、開発の担い手としてとらえています。「障がいの有無

にかかわらず、すべての人が住みやすい国をつくる」という願いは、JICAの究極の目標です。

JICAは、開発途上国における障がい者の「完全参加と平等」の支援を目的とし、障がい者が主体的に社会に参画できるような支援を重視し、障がい者リーダーや障がい者団体の育成を通じたエンパワメントや、バリアフリー環境の整備などに力を注いでいます。代表的なプロジェクトが「アジア太平洋障害者センタープロジェクト（APCD）」です。

APCDは、障がい者が社会やコミュニティで一人の人間としていかに生きていくか（人としての尊厳と権利）を重視してきました。知的障がい者の専門家を世界にさががけて派遣したのもAPCDです。また、建築家、行政官、障がい者の3者を対象に「障害者にやさしいまちづくり」研修を2回にわたって実施し、その結果、3者のネットワークが生まれ、施設建設の計画段階から障がい者も関わることで、地下鉄やショッピングモールのバリアフリー化が実現しました。

労働・雇用

労働政策、雇用政策などの政策レベルでの支援に加え、職業紹介サービス、労働基準、労働安全衛生、労使関係、労働保険（雇用保険・労働者災害補償）などの個別分野と制度に関する支援を行っています。開発途上国では、労働分野、特に労働安全衛生分野の法制度整備や実施体制の整備が遅れており、労働者が十分に保護されていません。労働災害の被害を受けた場合、十分な医療や補償を受けられず、収入の道が絶たれて、直ちに極端な貧困状態に陥るリスクを抱えることになります。

JICAは、マレーシアと中国で労働安全衛生の改善のための支援や、インドネシアで日本のハローワークシステムを応



用した職業紹介サービス改善のための支援を行っています。

事例 ニジェール 住民参画型学校運営改善計画

ニジェールの小学校では、住民、保護者、学校の連携がうまく機能しないという問題を抱えています。

JICAは、2004年から機能する学校運営委員会モデルの開発と普及を支援してきました。この活動もあって、就学率は大きく伸びています。

地域のみんが力を合わせる

ニジェールの小学校では、住民、保護者、学校の代表者からなる「学校運営委員会」が設置されることになっていますが、委員会が十分に機能していないことが大きな課題でした。そこで、JICAの協力で、学校運営委員会を活性化し、住民、保護者、学校、行政が一体となって地域の学校をつくっていく「住民参画型学校運営改善計画(みんなの学校プロジェクト)」が、2004年からスタートしました。

学校運営委員会が主体となって学校を改善する活動計画をつくって、みんなの力を合わせて実行していこうというものです。地域社会から提供された資金や労働奉仕で学校の増築や整備、教科書や教材の購入などにより学習環境が改善されたこと以上に、学校づくりに参加した住民の意識の改善が大きく、家庭での学習環境の向上にもつながっています。

就学率、修了率が大幅に向上、周辺国にも展開

プロジェクトでは、タウア州とザンテール州に導入した、学校運営委員会を活性化する「ミニマムパッケージ」が効果的でした。①民主的選挙による委員の選出(信頼できる組織の形成)、②学校活動計画の導入(自らの資源を用いて教育改善活動を計画、実行)、③モニタリング体制構築(教育行政官、学校運営委員会連合による支援体制の確立)をセットにした、計画的で透明性の高い取

り組み(住民・保護者の参画で、施設の改善、女子就学の促進、保健教育、就学前教育、実生活に役立つ教育、環境教育、模擬試験の実施など)が大きな力になりました。

こうした成果をふまえて、2007年からJICAの協力による「みんなの学校プロジェクト」はフェーズ2(4年間)に入っています。他の6州6,800校にもミニマムパッケージを導入するため、世界銀行とも連携し、選挙研修や学校活動計画策定研修を実施しました。モニタリング制度や住民ニーズに基づく技術支援も強化しています。

このような取り組みにより、現在では、全国すべての約1万校で、地域の住民による地域のための学校づくりが進められています。2004年に約50%(約98万人)だった就学率も、2009年には約68%(約155万人)にまで伸び、修了率も50%近くにまで向上し、女子の就学率・修了率も改善されました。

さらに、JICAは学校運営委員会が中心になって住民が運営を行うコミュニティ幼稚園の設立を支援しており、2009年までに160幼稚園が設置され、約1万人の子どもが就学前教育の機会を得ています。

JICAでは、ニジェールでの成功を受けて、西アフリカの周辺国のセネガル、マリ、ブルキナファソでもプロジェクトを開始し、合計約3,800校(約62万人)を対象に、学校運営委員会の設置による教育環境の改善に協力しています。



選挙研修

相手国政府関係者の声

タウア州 コニ県視学官

コニ県では特にAPP(生産実習活動)の推進、就学促進においてプロジェクトの高い効果が出ています。コミュニティに対する研修によって学校運営委員会が機能したことが成功の要因です。今後の課題は、運営委員会の機能を継続するためにメンバーに対する継続的な研修を行うことです。

現地の声

学校運営委員会メンバー

保護者会だけのときは共益費が集まらず、自分たちでできる活動に限られていました。学校運営委員会の運営は透明性があり、運営委員会を通じて学校で何が起きているのか住民が理解できるようになったため、共益費が集まるようになりました。

専門家の声

JICA チーフアドバイザー(当時)

原 雅裕さん

このプロジェクトで、親たちに教育の大切さを実感してもらい、自分たちの力と知恵で子供たちのための学校教育を実現する手法を導入しました。地域ごとに学校運営委員会の委員を選挙によって選び、住民たちが意見を出し合っ学校運営計画をつくり、自ら実行するという、いわば地元住民が主役の学校教育改革でした。



児童たちの笑顔

地球環境

貧困を乗り越えるために、環境を破壊する。 それが、さらなる貧困の深刻化につながっている。

開発途上国では、人々が貧困のために自らの生活基盤である環境を破壊し、それにより、ますます貧困を深刻化していくという悪循環が起きています。私たちはかけがえのない自然環境を刻々と失いつつあり、環境と調和の取れた持続可能な社会と開発を実現する必要に迫られています。JICAは、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため、「自然環境保全」「環境管理」「水資源」「防災」における取り組みを軸に、地球環境問題に対する協力を幅広く実施しています。

自然環境保全 ～自然と人々の暮らしの調和を目指して～

課題の概要

世界では、資源の大量消費や大規模な開発の結果、森林の減少、砂漠化、生物の絶滅など自然環境の破壊が急速に進んでいます。典型的な例が熱帯雨林です。毎年、日本の面積の3分の1（約129,000km²）に匹敵する森林が減少しているといわれます。

自然は相互に密接に関連しバランスを保っています。森林が失われると、そこで生息する生物の多様性も失われ、生態系のバランスが壊れます。また、森林の減少によって豊かな土壌が流出しやすくなり、荒廃地が拡大することもあります。森林破壊は単に森林の喪失にとどまらず、あらゆる自然環境の破壊につながるのです。

また、森林の減少や劣化に起因する温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の約20%を占めるといわれており、気候変動の緩和のためにも、森林を守ることが重要な課題となっています。

JICAの取り組み

JICAは、環境劣化と貧困の悪循環を解消し、環境と調和した社会の形成と開発が重要と考え、「自然環境の維持と人間活動の調和を図る」ことを目的に、次の3つのテーマを掲げて自然環境保全の協力を実施しています。

①住民による自然資源の持続的利用

開発途上国には自然資源（水、土、木や果物、薬草、動植物、魚介類など）を利用して生活している人々が多くいます。しかし、人口の急激な増加などで自然の回復力を超えた過剰な利用が行われ、生活基盤である自然環境の悪化の原

因となっています。自然を保全し地域の人々の生活を守るには、住民自身が主体性を持って自然資源を維持・回復させながら、持続的に利用していくことが必要です。

JICAでは、住民の生計向上・生活改善と自然環境保全との両立を目指して、地域の住民に対する持続的な生産活動の支援や自然環境の回復・保全活動の支援、行政による住民サービスの向上などに取り組んでいます。あわせて、開発途上国が森林などの自然資源を計画的、持続的に利用するために、森林資源量の把握や森林管理計画の策定などへの支援も実施しています。

②生物多様性の保全

私たち人間の暮らしは、食料や衣服、医薬品、木材資源などといった生物多様性からの恵みに支えられて成り立っています。私たちが安定した暮らしを送るためには、こうした生物資源を持続的に利用し、多様な生物を育む自然生態系を保全・維持していく必要があります。しかし、農地開拓による森林伐採、放牧や薪炭材の採取による自然資源の過剰利用、野生生物の乱獲や外来種の持ち込み、地球温暖化の脅威などにより、年間4万種もの野生生物が絶滅しており、世界各地で生態系の機能が劣化しているのが現状です。こうした生物多様性の消失は、食料や薬、燃料などを周辺の森や川、海などの生態系に大きく依存している開発途上国の人々の暮らしに特に多大な影響を与えます。

JICAは、自然環境と人間の営みが調和した持続可能な社会の構築を目指し、途上国の生物多様性保全へ向けてさまざまな支援を展開しています。例えば、行政官や研究者に対する生態系の回復技術や調査研究能力の向上を目



的とした技術支援、地域住民への環境教育を通じた意識向上、生産性向上と環境保全を両立させる農業技術の開発・普及などに努めています。また自然保護区や国立公園の適切な管理に必要な政策・制度・組織体制の改善・強化へ向けた取り組みを実施しています。

2010年10月に「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が名古屋市で開催されます。日本は議長国として、生物多様性の意義・重要性を世界に訴えることとなりますが、JICAは国際協力活動を通して得た知見を広く発信するとともに、世界の国々と協調し、生物多様性の保全をさらに推進していきます。

③持続可能な森林経営

森林には自然資源としての価値だけでなく、水源を保全、土壌を保全するなどの機能があり、CO₂を吸収し地球の温暖化を軽減する働きもあります。植林で森林を再生することも大切ですが、現存する森林を適切に維持・管理して「これ以上減らさない」努力がますます重要になります。

JICAは、森林の状態を把握する調査や森林を回復させる造林などの技術開発、維持管理体制、森林の重要性に対する意識の向上に取り組んでいます。

分野横断的な連携と協調で、保全活動の推進体制づくり

自然環境保全に関する協力を行ううえで重要なのは、開発途上国自らが自然環境を保全していける能力や仕組みを構築していくことです。そのため、JICAでは分野横断的に複数の関係者(地方自治体、環境や農業関連の省庁、地域住民、NGO、企業など)と連携しながら、保全活動の推進体制を構築していくことに力を注いでいます。

例えば、森林減少が著しいエチオピアにおいて、天然林に自生するコーヒーが環境NGOによる認証を取得し、海外へプレミアム価格で輸出されるよう、民間企業と連携しながら支援を行っています。その結果、農民が森を守りながら、収入を増やすことのできる仕組みが構築されつつあります。また、世界3大熱帯雨林の一つ、アフリカ・コンゴ盆地地域の熱帯雨林においては、ゴリラとエコツーリズムを結びつけた環境保全活動を視野に入れた共同研究を京都大学と共に進めています。

環境管理(公害対策) ~深刻化しつつある公害問題、日本の経験を活かした協力を~

開発途上国自らの公害問題の悪化を未然に防ぐ力を強化

課題の概要

先進国の課題だった水質汚濁や大気汚染などの環境問題は、いまや開発途上国にもおよび、人類をはじめ生物の生活や健康を脅かすとともに、経済活動の健全な発展を阻害する要因になっています。生態系や人の健康に被害が出てからでは手遅れです。必要なのは、予防に重点を置いた国際的な取り組みです。

JICAの取り組み

環境管理とは、人類の活動全般から発生する環境への負荷を減らし、本来あるべき地球の姿を維持し、良好な地球環境を未来へと引き継ぐことです。環境問題は、多くの要因が重層的にかかわり、なおかつ空間的な広がりを持つ

ているため、短期間で問題を解決することはできません。

JICAでは、開発途上国における能力強化を目指した協力事業と同時に、相手国の発展状況にあった段階的な協力、多様な開発主体の参加、環境科学・技術を基盤にした実効性のある環境管理能力の形成などを主眼において援助を行っています。

①水環境

水環境の監視能力や管理計画の立案、政策提言能力の向上など、河川・湖沼・海洋の水質汚濁防止のための施策を支援しています。下水道整備など、生活排水や産業排水を処理するための計画立案や能力強化に向けた支援も行っています。

②大気環境

大気汚染に対する環境監視能力や汚染対策計画の立案能力などの支援を行っています。大気汚染物質の基準を策定するための協力も実施しています。

③廃棄物管理

一般廃棄物、産業廃棄物などの収集・運搬、中間処理、最終処分に至る公共投資計画の策定、行政官に対する技

術移転などを支援しています。近年は、廃棄物の減量化やリサイクルの推進、環境教育、意識啓発など、3R（減量、再使用、リサイクル）を通じて循環型社会を形成するための支援も行っています。

④その他環境管理

環境管理計画づくり、土壌汚染対策、鉱山公害対策などに対する支援を実施しています。

事例

自治体組合を組織して廃棄物管理

パレスチナ ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト

パレスチナのヨルダン川西岸地区では、政府の財政難に加え、小規模な自治体が多く人材不足もあり、十分な廃棄物管理サービスが提供できていませんでした。

このため、JICAは、2005年からジェリコおよびヨルダン渓谷地域で廃棄物管理能力向上プロジェクトを実施し、廃棄物管理行政担当者の能力向上（キャパシティ・デベロップメント）を図りました。

モデル都市の成果を地域に広げる

パレスチナのヨルダン川西岸地区では、廃棄物の定期的な収集が行われておらず、廃棄物の野焼きや投棄が多くあり、人々の健康や環境への影響が心配されています。

パレスチナ暫定自治政府は、単独では廃棄物管理が困難な小規模自治体が自治体組合を組織して広域で廃棄物管理を行うことを目指しており、2004年に日本に対し、ジェリコおよびヨルダン渓谷地域での複数の小規模自治体による

広域廃棄物管理のモデルづくりについての協力要請がありました。

技術協力プロジェクトの協力内容は、パレスチナが同地域に設立した自治体組合を名実ともに広域廃棄物管理実施機関として機能させ、モデル事業にすることでした。この要請に対しJICAは2005年9月から、専門家チームの派遣、日本への研修員の受け入れ、住民への啓発活動、機材供与（ごみ収集車両、コンテナ、ブルドーザーなどの処分場管理機材）、ごみ埋立処分場の改善工事といった協力を行い、持続的・衛生的な広域廃棄物管理システムの導入を支援し、その改善手法がパレスチナの他の地域の廃棄物管理改善のモデルにもなるよう図りました。

パレスチナ内外の政治的・経済的な制約による影響や国際機関からの機材供与の遅れ、自治体組合の財務基盤が弱かったことなどもあって、プロジェクトを2010年2月まで1年半延長しましたが、現在では、定期的な収集サービスの実現により90%の住民が満足しています。自治体組合の経営も強化されて2009年には黒字化しています。パレスチナ政府は、今後も、ヨルダン川西岸地区の他の10地域にも本プロジェクトの成果を反映していくことにしています。JICAは、パレスチナだけでなく、中国やインドネシア、ベトナム、大洋州各

国などの世界の各都市で日本の廃棄物管理の知見を活かした協力に取り組んでいます。例えば、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の促進や、日本の技術である準好気性埋立方式を利用した処分場の整備を行っています。今後も、地球環境を守る重要なテーマとして幅広く取り組んでいきます。

カウンターパートの声

ジェリコおよびヨルダン渓谷地域広域行政計画・開発カウンシル

事務局長 Abdel Jabbarさん

本案件はパレスチナでは極めて画期的かつ効果的な試みであり、廃棄物分野ではジェリコ・ヨルダン渓谷地域が模範的な事例を示すことができました。このような案件に関わることができて光栄であるとともに誇りに感じています。一方他地域を見渡せば本分野は未だ開発ニーズが高く、我々の経験が参考となることを強く願っています。

専門家の声

阿部 浩さん

2007年1月にサービスを開始しましたが、それ以前から数多くの地域住民集会を開きプロジェクトへの理解を求めました。サービス開始後はその着実な実施がプロジェクトへの理解を深めることとなり、徐々に住民に満足してもらえるようになってきました。



自治体組合でミーティングをするスタッフ（撮影：今村健志朗）



事例 貴重な水資源を活かすために

ブラジル サンパウロ州無収水管理プロジェクト

水道事業における無収水とは、配管からの漏水や盗水、水源での取水から顧客の水道メーターまでの各段階における計量誤差により浄水・配水しても水道事業体の収入にならない水のことを言います。これらのロスを削減することで、限りある水資源の有効利用や水環境保全にもつながるほか、浄配水コストの縮減が可能になり、上下水道の普及促進も図ることができます。

我が国は無収水対策分野では世界一の実績を誇っています。JICAでは2007年から、ブラジルサンパウロ州で上下水道事業を担うサンパウロ州基礎衛生公社 (SABESP) に対して、日本の技術・ノウハウを活かした無収水対策技術の支援を行い、今後は円借款による支援も準備しています。

無収水を減らす管理技術を向上

サンパウロ州はブラジル最大の州で、人口の約20%にあたる4,049万人が暮らしています。しかし水資源には恵まれず、国全体の1.6%の水しか使えないと言われていました。同州の州都サンパウロ市を始め、368市の上下水道事業を担うSABESPは、2,500万人に飲料水を供給する世界有数の水道事業体です。

しかし、その配水量の実に40%以上が無収水となっていました。SABESPは1981年に作成された州の漏水管

理プログラムに沿って、給水システム運営の効率化や漏水の最小化に取り組んできましたが、なかなか成果があがらず、JICAに支援を求めてきました。

JICAは、2000年、2001年、2003年に専門家を派遣し、無収水対策計画策定と作業のアドバイスとともに課題分析を進めてきました。その結果、日本の水道事業の技術・ノウハウを活かせることと判断し、2007年から2010年の3年間でSABESPの無収水管理能力を高めるためのプロジェクトがスタートしました。

プログラムの成果をもとに円借款も検討

プロジェクトでは、さいたま市や川崎市、名古屋市の専門家や日本のコンサルタントにより、SABESP職員が中長期的な計画に基づいて無収水管理を行えるよう、漏水探知技術だけでなく管網の老朽度評価、漏水修繕工事にもなう道路補修や配水・水道メーターの適正設置・管理の指導、配水圧力の管理などさまざまな技術移転を行いました。

SABESPはこのプロジェクトの成果をもとに、2009年から2019年にわたる長期計画である「無収水削減及びエネルギー効率化プログラム」を策定し、全力で無収水削減に取り組むことを決定しました。そして2011年から2013年までの資金源として、円借款の要請があり、現在検討段階にあります。

無収水問題は、世界の開発途上国で大きな課題となっており、JICAは、ヨルダン、エジプト、エルサルバドルなどでも無収水対策に協力しています。

専門家の声

さいたま市 下村政裕さん

環境水の最適な水循環を保全する事は我々上下水道事業者の社会的責任であり、第一に過剰な取水をやめなければなりません。ブラジルではその考えが希薄でしたが、プロジェクトを通じたSABESP職員の意識改革を促すことができました。

現地の声

SABESP 計画局オペレーション開発部長 Eric Cerqueira Carozziさん

このプロジェクトはSABESP水道事業の革命であり、技術移転のみならず、無収水管理問題に対する意識改革という重要な効果をもたらしました。プロジェクトの経験をもとにSABESPは研修制度を開始し、今後は国内だけでなく日本ブラジルパートナーシッププログラムの枠組みによる第三国支援を行い、南米諸国への知識波及を目指します。日本の無収水率に近づくにはまだ程遠いですが、持続的な従業員の研修と組織をあげての継続的な取り組み、日本の資金協力により必ず叶うと信じています。



配水管の漏水と修理



パイロット地域での活動

水資源 ～10億人以上が安全な水を飲めず、開発途上国の病因の8割は不衛生な水～

“統合的な水資源管理”を通じて安全な水の供給を

課題の概要

世界の人口の3分の1に当たる人々が水不足に直面し、10億人以上が安全な飲料水を利用できない状態にあります。また、水系感染症などによる病気で、8秒に1人の子どもが死亡しています。さらに、開発途上国における病気の原因の8割は不衛生な水にあるとされています。洪水被害や水の不公平な配分によって食料難が起こるなど、水資源に関係する問題が数多く発生しています。

JICAの取り組み

JICAは、2003年の「第3回世界水フォーラム」の開催に合わせて、水資源分野での協力の基本方針を公表し、2006年の第4回フォーラム、2009年の第5回フォーラム、2007年の「第1回アジア・太平洋水サミット」などで、各国での水問題に対する取り組みの成果を発表しました。また、ミレニアム開発目標の達成や、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の公約実現に向けた取り組みも行っています。無償資金協力などによる給水施設の建設などを通じ、2004年から2008年までに世界中で安全な水にアクセス可能な人口を約2,700万人増やしました。

水資源では、その国や地域のおかれた状況を把握し、それに応じた支援を行うことが重要です。

①統合的な水資源管理の推進

治水、利水、水環境など、水に関する諸問題を包括的に

とらえる統合的な水資源管理を重視して支援します。具体的には、流域全体の統合的な水資源管理計画策定、水資源情報の収集と分析体制の整備、流域管理体制の整備などを支援します。

②都市給水

水道施設整備計画の策定、水道事業体を効率的に運営するための給水施設の運転維持管理や、無収水対策に関する能力強化、料金徴収体制整備などの能力強化を支援しています。

③村落給水

井戸建設のための水理地質調査、井戸などの施設整備計画の策定、既存給水施設の維持管理体制の強化、村落衛生の普及・定着などを支援します。

④治水

洪水防衛などの施設整備計画策定と住民組織強化、予警報システムの整備など、ハード面とソフト面の両面に関する複合的アプローチに配慮し、上流から下流までの流域全体を見すえた、バランスの取れた治水対策の実施を支援します。

⑤水環境の保全

限られた水資源を有効活用しつつ、持続的な開発を進める総合的な水資源管理という観点から、環境基準の策定、モニタリングの実施、汚染源対策、啓発活動といった一連の活動を通じて、水環境保全体制の強化を支援します。

防災 ～増加する自然災害、犠牲者の約9割は開発途上国の人々～

「災害に負けない社会作り」に防災先進国日本の経験と技術とノウハウを

課題の概要

風水害、地震、火山活動など、世界ではさまざまな災害が発生していますが、この30年ほどで災害数や被害が増加しています。特に、開発途上国では社会基盤の整備が遅れているうちに、人口の都市部への集中が重なり、災害に対して脆弱です。自然災害は、尊い人命を奪うだけでなく、

人々の暮らしを直撃し、貧困に拍車をかけてしまいます。従来の防災支援は、ダムや堤防などの構造物(ハード)による対策が主流でしたが、予警報やハザードマップの作成や避難訓練などのソフト面も重視して、ソフトとハードを適切に組み合わせて人や社会の災害対応力を総合的に向上させる支援が必要です。



JICAの取り組み

JICAは、「予防→災害発生直後の応急対応→復旧・復興→さらなる予防活動の促進」という災害マネジメントサイクル(DMC:Disaster Management Cycle)に基づいて、切れ目のない支援と応急対応や復旧・復興の経験を予防に活かす取り組みをしています。

①安心・安全な社会への取り組み

開発途上国の自然災害リスクは、増加しています。防災先進国である日本の技術力を活用し、開発途上国の災害リスクを評価して、災害リスクの軽減対策や新しいリスクへの予防対策などを提案し、人々が安心して暮らせる社会への取り組みを支援します。

②総合的な防災計画策定への支援

災害リスクの把握、行政機関の防災体制・能力の向上、関連法制度の整備、防災意識の向上や災害発生時の対応能力の強化などの総合的な防災計画(マスタープラン)と活動計画(アクションプラン)の策定を支援します。

③住民への啓発・普及活動を通じた「人間の安全保障」の観点からの支援

わが国の経験から「公的」に加え、「自助」や「共助」の重要性も明らかになっていますが、行政の防災体制能力が不十分な開発途上国では、コミュニティ自身による災害対策が重要です。コミュニティや個人の防災能力強化への直接的な取り組み、行政とコミュニティや個人との連携による防災への取り組みを支援します。

気候変動対策 ～低炭素で気候変動の影響に強い社会づくり～

開発協力を通じ、開発途上国の気候変動対策を促進

低炭素で気候変動リスクに強い社会づくりのために

気候変動は、すでにその傾向が顕在化し、将来の私たちの生活に大きな影響を与えるといわれている事象であり、地球規模で取り組んでいくべき課題です。このような地球規模の課題に対応するには、開発途上国においても気候変動によって生じる被害をくい止める対策(適応)だけでなく、気候変動の原因たる温室効果ガスの排出を抑えること(緩和)が重要です。すなわち、現在は温室効果ガスの排出が多くない開発途上国も、排出を抑制しながら持続的な成長を遂げていけるような「低炭素な開発」の推進が期待されているのです。また、気候変動の影響を最も受けるのは開発途上国、とりわけ貧困層であり、人間の安全保障の観点からも気候変動の影響に強い社会づくりへ向け、積極的に取り組んでいく必要があります。

開発協力を通じ、開発途上国の気候変動対策を促進する

気候変動への対策は途上国の開発課題と深く関係しており、長期的なビジョンを見据えた持続可能な開発と一体となって実施していく必要があります。JICAは、これまでに培ってきた途上国支援の実績・成果を踏まえ、途上国の持続可能な開発と気候変動対策の両立が可能となる

政策の立案や、その実施に協力しています。

JICAではまた、民間も含めた日本の経験と技術を活用し、開発途上国の低炭素開発への協力に取り組んでいます。再生可能エネルギーの利用促進やクリーンなエネルギーによる無電化地域の電化、低炭素な交通システムの整備、森林保全・植林事業といった、開発途上国の持続可能な開発と温室効果ガス削減の両立を支援する協力を展開してきています。さらにJICAは、クリーン開発メカニズム(CDM)と貧困削減をダイレクトに関連付け、促進していくために、JICAの資金協力による開発事業のCDM登録支援を行っています。CDMによって得られる追加的な便益を貧困削減事業に活用することにより、開発途上国の貧困削減と持続可能な成長を目指してもらおうというものです。

気候変動の影響は国によって異なるため、適応対策では、各国の事情に応じた支援を実施しています。例えば、水不足が深刻化しつつある地域では、清潔な飲料水や農業用水の安定的な供給を、また降雨量の増加・集中や海面上昇の危険が高まる地域では、洪水や高潮といった災害への対策をソフト、ハードの両面から支援することで、気候変動の影響に強い社会づくりに協力しています。